

別紙 8

(協定第12条関連)

(機構法第13条第1項第9号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

① 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(23)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)は、高速国道のうち、ロの区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	普通区間	大都市 近郊区間	関門 特別区間
軽自動車等	19.68	23.616	51.2
普通車	24.6	29.52	64.0
中型車	29.52	35.424	76.8
大型車	40.59	48.708	105.6
特大車	67.65	81.18	176.0

ただし、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、平成26年4月1日から令和16年3月31日まで、上表における関門特別区間の料金の額を普通区間の料金の額と同額とする。なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ETCクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」という。))が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は6会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードを、「ETCコーポレートカード」は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により(2)②に定める割引の適用に関する契約(以下「コーポレート契約」という。)を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ。))。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。))。

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」及び「関門特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。))。

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。))。

(注4) 上表において「関門特別区間」とあるのは、関門自動車道の下関インターチェンジから門司港インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。))。

B 普通区間のうち、近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間及び沖縄自動車道許田インターチェンジから石川インターチェンジまでの区間

の利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

区間 車種	近畿自動車道 松原那智勝浦線 海南インターチェンジから 有田インターチェンジまで	沖縄自動車道 許田インターチェンジから 石川インターチェンジまで
軽自動車等	31.488	16.784
普通車	39.36	20.98
中型車	47.232	25.176
大型車	64.944	34.617
特大車	108.24	57.695

ただし、ETC車については、平成26年4月1日から令和16年3月31日まで、上表における近畿自動車道松原那智勝浦線海南インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間の料金の額を、Aの普通区間の料金の額と同額とする。

C 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、100キロメートルを超え200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超え400キロメートルまでの部分について30パーセント、400キロメートルを超え600キロメートルまでの部分について40パーセント、600キロメートルを超え800キロメートルまでの部分について45パーセント、800キロメートルを超える部分について50パーセントの割引を行う。

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道1号及び478号(京滋バイパス)(以下「京滋バイパス」という。)、一般国道1号(第二京阪道路)(以下「第二京阪道路」という。)、一般国道2号(広島岩国道路)(以下「広島岩国道路」という。)、一般国道10号(椎田道路)(以下「椎田道路」という。)、一般国道10号(宇佐別府道路)(以下「宇佐別府道路」という。)、一般国道10号(隼人道路)(以下「隼人道路」という。)、一般国道42号(湯浅御坊道路)(以下「湯浅御坊道路」という。)、一般国道478号(京都縦貫自動車道)(以下「京都縦貫自動車道」という。))又は本州四国連絡高速道路株式会社の管理する道路が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間的高速国道のキロ程を通算したものとする。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を合算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

A 西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ)Bに定める区間 (n3) のキロ程 (単位：キロメートル)

R : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ)Bに定める区間 (n3) の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

B 西日本高速道路株式会社が別に定める期間

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超え、400以下の場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
400を超え、600以下の場合	$(0.6 + \frac{75}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
600を超え、800以下の場合	$(0.55 + \frac{105}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
800を超える場合	$(0.5 + \frac{145}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間のキロ程 (単位：キロメートル)

L'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ)Bに定める区間 (n3) のキロ程 (単位：キロメートル)

R : (ロ)イ)Bに定める区間を除く普通区間1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

R'n : 大都市近郊区間 (n1)、関門特別区間 (n2) 又は (ロ)イ)Bに定める区間 (n3) の1キロメートル当たりの料金の額 (単位：円)

ハ) 消費税法 (昭和63年法律第108号) に定める消費税 (以下「消費税」という。) 及び地方税法 (昭和25年法律第226号) に定める地方消費税 (以下「地方消費税」という。) の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した額に消費税の税率とその率に地方消費税の税率を乗じた率との合算値に1を加算した値 (以下「消費税率」という。) を乗じた額 (以下、「消費税率を乗じた額」という。) を、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金の額の特例

A 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間 (別添4の(B)に掲げる額 (単位：円) に金額の記載がない車種を除く。以下同じ。) の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、別添4の(B)に掲げる額 (単位：円) に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。この措置による額が、当該車種に比して普通区間の1キロメートル当たりの料金の額が小さい車種 (以下「下位車種」という。) の同一区間における料金の額を下回

る場合は、下位車種の料金の額をこの措置による額と同額とする。

- B** 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の料金の額は、イ) からハ) の規定にかかわらず、次表の額 (単位: 円) に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
津田東インターチェンジから 津田寒川インターチェンジまで	142.858	190.477	190.477	285.715	476.191
津田東インターチェンジから 志度インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	476.191	809.524
津田東インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	380.953	428.572	523.810	714.286	1,238.096
津田東インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	428.572	523.810	619.048	857.143	1,428.572
津田寒川インターチェンジから 志度インターチェンジまで	95.239	142.858	142.858	190.477	333.334
津田寒川インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	238.096	285.715	333.334	428.572	761.905
津田寒川インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	285.715	333.334	428.572	571.429	952.381
志度インターチェンジから さぬき三木インターチェンジまで	142.858	142.858	190.477	238.096	428.572
志度インターチェンジから 高松東インターチェンジまで	190.477	238.096	285.715	380.953	666.667

ホ) 料金算出方法の特例

- A** 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間の一部又は全部を含む場合における料金の額は、イ) により算出されたキロ程から当該区間を除いたキロ程に基づきロ) からハ) に定める方法により算出した額とニ) **B**に定める当該相互間の料金の額との合計額とする。

- B** 中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ) からニ) 及びAに定める方法により算出した中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とし、中国縦貫自動車道の中国吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額は、イ) からニ) 及びAに定める方法により算出した中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジと各インターチェンジ相互間の料金の額を上限とする。

ただし、インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合において、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合を除く。

- C** 山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジを通り、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道30号早島インターチェンジから坂出インターチェンジ又は坂出北インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合の山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間 (ただし、四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道阿南四万十線の各インターチェンジから山陽自動車道吹田山口線の早島インターチェンジまでの区間を除く。) の料金の額は、イ) からニ) 、A及びBに定める方法により算出した四国横断自動車道阿南四万十線善通寺インターチェンジまでの区間の料金の額を上限とする。

- D** 一般国道9号 (江津道路) (以下「江津道路」という。) の江津インターチェンジ又は江津西インターチェンジから浜田ジャンクションまでの区間を連続して通行する場合の中国横断自動車道広島浜田線の浜田ジャンクションから浜田インターチェンジまでの区間の料金の額は、普通車については、(ロ) イ) Aの普通区間1キロメートル当たりの料金の額により、当該区間に別添5の江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでのキロ程を加算したキロ程に基づき (ハ) ロ) 及びハ) により算出された額から②ヌに定める江津道路の江津インターチェンジから浜田ジャンクションまでの料金の額を減じた額とし、その他の車種については、この額に (ロ) イ) Aの普通区間の1キロメートル当たりの各車種毎の料金の額の普通車の額

に対する比率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

E 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間で、本州四国連絡高速道路株式会社の管理する一般国道28号及び同一般国道30号を連続して走行する場合（以下「連続走行」という。）における料金の額は、連続走行前におけるインターチェンジ相互間及び連続走行後におけるインターチェンジ相互間について、ロ) からホ) に定める方法によりそれぞれ算出した額の合算額とする。

ロ 区間料金制区間の料金の額

区間料金制区間は、近畿自動車道天理吹田線の天理インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間（以下「西名阪自動車道」という。）、松原インターチェンジから吹田インターチェンジまでの区間（以下「近畿自動車道」という。）及び長原インターチェンジから近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジまでの区間（以下「阪和自動車道（区間料金制区間）」という。）とし、各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ) から(ハ) に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

(イ) 西名阪自動車道

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 天理インターチェンジから香芝インターチェンジまでの区間

軽自動車等

				香芝
			法隆寺	287.037
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	287.038	287.038	287.038
天理	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

				香芝
			法隆寺	328.298
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

				香芝
			法隆寺	379.630
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	379.630	379.630	379.630
天理	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

				香芝
			法隆寺	527.778
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	527.778	527.778	527.778
天理	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

				香芝
			法隆寺	823.190
		大和まほろばスマート	—	—
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	861.112	861.112	861.112
天理	861.112	861.112	861.112	861.112

B 香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまでの区間

(A) 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

				長原
			松原	192.509
		松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	244.464	244.464
	柏原	287.038	287.038	287.038
香芝	—	287.038	287.038	287.038

普通車

					長原
				松原	203.136
			松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	268.080	268.080	268.080
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

					長原
				松原	213.763
			松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	291.696	291.696	291.696
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

					長原
				松原	237.674
			松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	344.832	344.832	344.832
	柏原	527.778	527.778	527.778	527.778
香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

					長原
				松原	296.124
			松原ジャンクション	296.124	296.124
		藤井寺	474.720	474.720	474.720
	柏原	861.112	861.112	861.112	861.112
香芝	—	861.112	861.112	861.112	861.112

(B) 各入口インターチェンジから香芝インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

					長原
				松原	192.509
			松原ジャンクション	192.509	192.509
		藤井寺	287.038	287.038	287.038
	柏原	287.038	287.038	287.038	287.038
香芝	—	287.038	287.038	287.038	287.038

普通車

					長原
				松原	203.136
			松原ジャンクション	203.136	203.136
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

中型車

					長原
				松原	213.763
			松原ジャンクション	213.763	213.763
		藤井寺	379.630	379.630	379.630
	柏原	379.630	379.630	379.630	379.630
香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630

大型車

					長原
				松原	237.674
			松原ジャンクション	237.674	237.674
		藤井寺	527.778	527.778	527.778
	柏原	527.778	527.778	527.778	527.778
香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778

特大車

					長原
				松原	296.124
			松原ジャンクション	296.124	296.124
		藤井寺	861.112	861.112	861.112
	柏原	861.112	861.112	861.112	861.112
香芝	—	861.112	861.112	861.112	861.112

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

								長原
							松原	192.509
						松原 ジャンクション	171.254	171.254
				藤井寺	223.210	244.464	244.464	244.464
				柏原	270.442	287.038	287.038	287.038
			香芝	—	287.038	287.038	287.038	287.038
		法隆寺	277.526	—	501.878	574.075	574.075	574.075
	大和まほ ろばスマート	227.933	287.038	—	574.075	574.075	574.075	574.075
	郡山下ツ道ジャ ンクション・郡山	213.763	287.038	287.038	—	574.075	574.075	574.075
天理	225.571	287.038	287.038	287.038	—	574.075	574.075	574.075

普通車

									長原
								松原	203.136
							松原 ジャンクション	176.568	176.568
						藤井寺	241.512	268.080	268.080
					柏原	300.552	379.630	379.630	379.630
				香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630
			法隆寺	309.408	—	589.848	681.360	707.928	707.928
		大和まほ ろばスマート	247.416	379.630	—	687.264	759.260	759.260	759.260
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	229.704	327.120	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
天理	244.464	324.168	379.630	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260

中型車

									長原
								松原	213.763
							松原 ジャンクション	181.882	181.882
						藤井寺	259.814	291.696	291.696
					柏原	330.662	379.630	379.630	379.630
				香芝	—	379.630	379.630	379.630	379.630
			法隆寺	341.290	—	677.818	759.260	759.260	759.260
		大和まほ ろばスマート	266.899	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
	郡山下ツ道ジャンクション・郡山	245.645	362.544	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260
天理	263.357	359.002	379.630	379.630	—	759.260	759.260	759.260	759.260

大型車

									長原
								松原	237.674
							松原 ジャンクション	193.837	193.837
						藤井寺	300.995	344.832	344.832
					柏原	398.411	527.778	527.778	527.778
			香芝	—	527.778	527.778	527.778	527.778	527.778
		法隆寺	413.023	—	875.749	1,026.744	1,055.556	1,055.556	1,055.556
	大和まほ ろばスマート	310.736	527.778	—	1,036.486	1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556
	郡山下ツ道ジャン クション・郡山	281.512	442.248	527.778	—	1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556
天理	305.866	437.377	527.778	527.778	—	1,055.556	1,055.556	1,055.556	1,055.556

特大車

									長原
								松原	296.124
							松原 ジャンクション	223.062	223.062
						藤井寺	401.658	474.720	474.720
					柏原	564.018	815.676	861.112	861.112
			香芝	—	861.112	861.112	861.112	861.112	861.112
		法隆寺	588.372	—	1,359.582	1,611.240	1,684.302	1,684.302	1,684.302
	大和まほ ろばスマート	417.894	856.266	—	1,627.476	1,722.223	1,722.223	1,722.223	1,722.223
	郡山下ツ道ジャン クション・郡山	369.186	637.080	861.112	—	1,722.223	1,722.223	1,722.223	1,722.223
天理	409.776	628.962	861.112	861.112	—	1,722.223	1,722.223	1,722.223	1,722.223

(ロ) 近畿自動車道

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから吹田インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

												吹田	
												摂津北	—
											摂津南	312.950	312.950
									守口 ジャンクション	—	582.173	582.173	
								門真	414.499	—	414.499	414.499	
								門真 ジャンクション	—	520.771	—	520.771	520.771
								大東鶴見	—	—	—	—	—
								東大阪北	497.155	497.155	—	497.155	497.155
								東大阪 ジャンクション	—	549.110	549.110	—	549.110
								東大阪南	—	—	—	—	—
			八尾	582.173	582.173	—	582.173	582.173	—	582.173	—	582.173	582.173
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		松原 ジャンクション	192.509	—	582.173	582.173	—	582.173	582.173	—	582.173	—	582.173
松原	192.509	192.509	—	582.173	582.173	—	582.173	582.173	—	582.173	—	582.173	582.173

普通車

												吹田		
												摂津北	—	
												摂津南	353.688	353.688
										守口 ジャンクション	—	690.216	690.216	
									門真	480.624	—	480.624	480.624	
									門真 ジャンクション	—	613.464	—	613.464	
									大東鶴見	—	—	—	—	
									東大阪北	583.944	583.944	—	583.944	
									東大阪 ジャンクション	—	648.888	648.888	—	
									東大阪南	—	—	—	—	
			八尾	690.216	690.216	—	690.216	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216	
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		松原 ジャンクション	203.136	—	690.216	690.216	—	690.216	690.216	—	690.216	—	690.216	
松原	203.136	203.136	—	690.216	690.216	—	690.216	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216	

中型車

													吹田				
													摂津北	—			
												摂津南	394.426	394.426			
											守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	798.259	798.259			
										門真	546.749	—	546.749	546.749			
										門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	706.157	—	706.157			
										大東鶴見	—	—	—	—			
										東大阪北	670.733	670.733	—	670.733			
										東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	748.666	748.666	—	748.666		
										東大阪南	—	—	—	—	—		
										八尾	798.259	798.259	—	798.259	798.259		
										長原	—	—	—	—	—		
										松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	213.763	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259
松原	213.763	213.763	—	798.259	798.259	—	798.259	798.259	—	798.259	—	798.259	—	798.259	798.259		

大型車

													吹田						
													摂津北	—					
													摂津南	486.085	486.085				
												守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	1,041.356	1,041.356				
												門真	695.530	—	695.530	695.530			
												門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	914.716	—	914.716			
												大東鶴見	—	—	—	—			
												東大阪北	866.008	866.008	—	866.008			
												東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	973.165	973.165	—	973.165		
												東大阪南	—	—	—	—	—		
												八尾	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356		
												長原	—	—	—	—	—		
												松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	237.674	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356
松原	237.674	237.674	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	—	1,041.356	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356				

特大車

												吹田
											摂津北	—
										摂津南	710.142	710.142
									守口 ジャンクション	—	1,635.594	1,635.594
								門真	1,059.216	—	1,059.216	1,059.216
							門真 ジャンクション	—	1,424.526	—	1,424.526	1,424.526
						大東鶴見	—	—	—	—	—	—
					東大阪北	1,343.346	1,343.346	—	1,343.346	—	1,343.346	1,343.346
				東大阪 ジャンクション	—	1,521.942	1,521.942	—	1,521.942	—	1,521.942	1,521.942
			東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		八尾	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594
	長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
松原 ジャンクション	296.124	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594
松原	296.124	296.124	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	—	1,635.594	—	1,635.594

B 各入口インターチェンジから松原インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

												吹田	
											摂津北	—	
											摂津南	582.173	582.173
									守口 ジャンクション	—	582.173	582.173	
								門真	582.173	—	582.173	582.173	
							門真 ジャンクション	—	582.173	—	582.173	582.173	
						大東鶴見	—	—	—	—	—	—	
					東大阪北	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173	
				東大阪 ジャンクション	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173	
			東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		八尾	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173	
	長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
松原 ジャンクション	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	582.173	
松原	192.509	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	

普通車

												吹田									
												摂津北	—								
											摂津南	690.216	690.216								
										守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	690.216	690.216								
									門真	690.216	—	690.216	690.216								
									門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	690.216	—	690.216	690.216							
									大東鶴見	—	—	—	—	—							
									東大阪北	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216					
									東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216				
									東大阪南	—	—	—	—	—	—	—					
									八尾	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216		
									長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
									松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	203.136	—	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	690.216
松原	203.136	203.136	—	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216				

中型車

													吹田											
													摂津北	—										
													摂津南	798.259	798.259									
												守口 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	798.259	798.259									
												門真	798.259	—	798.259	798.259								
												門真 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	798.259	—	798.259	798.259							
												大東鶴見	—	—	—	—	—							
												東大阪北	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259					
												東大阪 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259				
												東大阪南	—	—	—	—	—	—	—					
												八尾	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259		
												長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
												松原 ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	213.763	—	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259
松原	213.763	213.763	—	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	—	798.259	—	798.259	798.259							

大型車

													吹田	
													摂津北	—
												摂津南	1,041.356	1,041.356
										守口 ジャンクション	—	1,041.356	1,041.356	
									門真	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	
									門真 ジャンクション	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356
								大東鶴見	—	—	—	—	—	—
							東大阪北	866.008	914.716	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356
					東大阪 ジャンクション	—	866.008	914.716	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	539.664	710.142	—	866.008	914.716	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	237.674	—	539.664	710.142	—	866.008	914.716	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	
松原	237.674	237.674	—	539.664	710.142	—	866.008	914.716	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356	

特大車

													吹田		
													摂津北	—	
													摂津南	1,635.594	1,635.594
											守口 ジャンクション	—	1,635.594	1,635.594	
										門真	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	
										門真 ジャンクション	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594
								大東鶴見	—	—	—	—	—	—	
							東大阪北	1,343.346	1,424.526	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	
					東大阪 ジャンクション	—	1,343.346	1,424.526	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594		
				東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
			八尾	799.440	1,083.570	—	1,343.346	1,424.526	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594		
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	松原 ジャンクション	296.124	—	799.440	1,083.570	—	1,343.346	1,424.526	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594		
松原	296.124	296.124	—	799.440	1,083.570	—	1,343.346	1,424.526	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594		

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

													吹田						
												摂津北	—						
											摂津南	227.933	312.950						
									守口 ジャンクション	—	232.656	338.928							
								門真	227.933	—	308.227	414.499							
								門真 ジャンクション	—	260.995	—	343.651	449.923						
								大東鶴見	—	—	—	—	—						
							東大阪北	227.933	227.933	—	308.227	—	390.883	497.155					
							東大阪 ジャンクション	—	227.933	249.187	—	360.182	—	442.838	549.110				
							東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
							八尾	227.933	277.526	—	353.098	376.714	—	487.709	—	570.365	582.173		
							長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
							松原 ジャンクション	171.254	—	317.674	400.330	—	475.901	499.517	—	582.173	—	582.173	582.173
松原	171.254	192.509	—	338.928	421.584	—	497.155	520.771	—	582.173	—	582.173	—	582.173	582.173				

普通車

														吹田					
													摂津北	—					
												摂津南	247.416	353.688					
											守口 ジャンクション	—	253.320	386.160					
									門真	247.416	—	347.784	480.624						
									門真 ジャンクション	—	288.744	—	392.064	524.904					
									大東鶴見	—	—	—	—	—	—				
							東大阪北	247.416	247.416	—	347.784	—	451.104	583.944					
							東大阪 ジャンクション	—	247.416	273.984	—	412.728	—	516.048	648.888				
							東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
							八尾	247.416	309.408	—	403.872	433.392	—	572.136	—	675.456	690.216		
							長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
							松原 ジャンクション	176.568	—	359.592	462.912	—	557.376	586.896	—	690.216	—	690.216	690.216
松原	176.568	203.136	—	386.160	489.480	—	583.944	613.464	—	690.216	—	690.216	—	690.216	690.216				

中型車

													吹田	
													摂津北	—
												摂津南	266.899	394.426
											守口 ジャンクション	—	273.984	433.392
									門真	266.899	—	—	387.341	546.749
									門真 ジャンクション	—	316.493	—	440.477	599.885
								大東鶴見	—	—	—	—	—	—
							東大阪北	266.899	266.899	—	387.341	—	511.325	670.733
						東大阪 ジャンクション	—	266.899	298.781	—	465.274	—	589.258	748.666
					東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			八尾	266.899	341.290	—	454.646	490.070	—	656.563	—	780.547	798.259	
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	松原 ジャンクション	181.882	—	401.510	525.494	—	638.851	674.275	—	798.259	—	798.259	798.259	
松原	181.882	213.763	—	433.392	557.376	—	670.733	706.157	—	798.259	—	798.259	798.259	

大型車

													吹田						
													摂津北	—					
													摂津南	310.736	486.085				
												守口 ジャンクション	—	320.478	539.664				
											門真	310.736	—	476.344	695.530				
											門真 ジャンクション	—	378.928	—	549.406	768.592			
											大東鶴見	—	—	—	—				
											東大阪北	310.736	310.736	—	476.344	—	646.822	866.008	
											東大阪 ジャンクション	—	310.736	354.574	—	583.501	—	753.979	973.165
											東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	
			八尾	310.736	413.023	—	568.889	617.597	—	846.524	—	1,017.002	1,041.356						
		長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	松原 ジャンクション	193.837	—	495.827	666.305	—	822.170	870.878	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356						
松原	193.837	237.674	—	539.664	710.142	—	866.008	914.716	—	1,041.356	—	1,041.356	1,041.356						

特大車

													吹田								
												摂津北	—								
											摂津南	417.894	710.142								
										守口 ジャンクション	—	434.130	799.440								
									門真	417.894	—	693.906	1,059.216								
									門真 ジャンクション	—	531.546	—	815.676	1,180.986							
									大東鶴見	—	—	—	—	—							
									東大阪北	417.894	417.894	—	693.906	—	978.036	1,343.346					
									東大阪 ジャンクション	—	417.894	490.956	—	872.502	—	1,156.632	1,521.942				
									東大阪南	—	—	—	—	—	—	—	—				
									八尾	417.894	588.372	—	848.148	929.328	—	1,310.874	—	1,595.004	1,635.594		
									長原	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
									松原 ジャンクション	223.062	—	726.378	1,010.508	—	1,270.284	1,351.464	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594
松原	223.062	296.124	—	799.440	1,083.570	—	1,343.346	1,424.526	—	1,635.594	—	1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594	1,635.594

(ハ) 阪和自動車道 (区間料金制区間)

イ) ETC車以外の自動車の場合

A 各入口インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジ方面へ通行する場合

軽自動車等

													岸和田 和泉			
												堺	582.173			
											堺 ジャンクション	—	—			
										美原南	468.816	487.709	582.173			
									美原 ジャンクション	—	468.816	487.709	582.173			
									美原北	—	—	—	—			
									松原	—	—	—	—			
									松原 ジャンクション	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173
長原	192.509	192.509	268.080	279.888	—	—	—	—	—	468.816	487.709	582.173	582.173			

普通車

								岸和田 和泉
							堺	690.216
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	548.520	572.136	690.216
				美原 ジャンクション	—	548.520	572.136	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216
長原	203.136	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	798.259
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	628.224	656.563	798.259
				美原 ジャンクション	—	628.224	656.563	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259
長原	213.763	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	1,041.356
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	807.558	846.524	1,041.356
				美原 ジャンクション	—	807.558	846.524	1,041.356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356
長原	237.674	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	1,635.594
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	1,245.930	1,310.874	1,635.594
				美原 ジャンクション	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
長原	296.124	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594

B 各入口インターチェンジから長原インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	468.816	487.709	582.173
				美原 ジャンクション	—	468.816	487.709	582.173
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173
長原	192.509	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448.152
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	548.520	572.136	690.216
				美原 ジャンクション	—	548.520	572.136	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216
長原	203.136	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507.782
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	628.224	656.563	798.259
				美原 ジャンクション	—	628.224	656.563	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259
長原	213.763	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641.951
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	807.558	846.524	1,041.356
				美原 ジャンクション	—	807.558	846.524	1,041.356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356
長原	237.674	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969.918
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	1,245.930	1,310.874	1,635.594
				美原 ジャンクション	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594
長原	296.124	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594

ロ) ETC車の場合

軽自動車等

								岸和田 和泉
							堺	388.522
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	298.781	317.674	556.195
				美原 ジャンクション	—	338.928	357.821	582.173
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	171.254	246.826	258.634	—	447.562	466.454	582.173
長原	171.254	192.509	268.080	279.888	—	468.816	487.709	582.173

普通車

								岸和田 和泉
							堺	448.152
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	335.976	359.592	657.744
				美原 ジャンクション	—	386.160	409.776	690.216
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	176.568	271.032	285.792	—	521.952	545.568	690.216
長原	176.568	203.136	297.600	312.360	—	548.520	572.136	690.216

中型車

								岸和田 和泉
							堺	507.782
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	373.171	401.510	759.293
				美原 ジャンクション	—	433.392	461.731	798.259
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	181.882	295.238	312.950	—	596.342	624.682	798.259
長原	181.882	213.763	327.120	344.832	—	628.224	656.563	798.259

大型車

								岸和田 和泉
							堺	641.951
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	456.860	495.827	987.778
				美原 ジャンクション	—	539.664	578.630	1,041.356
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	193.837	349.703	374.057	—	763.721	802.687	1,041.356
長原	193.837	237.674	393.540	417.894	—	807.558	846.524	1,041.356

特大車

								岸和田 和泉
							堺	969.918
						堺 ジャンクション	—	—
					美原南	661.434	726.378	1,546.296
				美原 ジャンクション	—	799.440	864.384	1,635.594
			美原北	—	—	—	—	—
		松原	—	—	—	—	—	—
	松原 ジャンクション	223.062	482.838	523.428	—	1,172.868	1,237.812	1,635.594
長原	223.062	296.124	555.900	596.490	—	1,245.930	1,310.874	1,635.594

② 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(24)から(54)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 京滋バイパスにおける各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション	—	87.963
					巨椋	—	—	—	—
				宇治西	87.963	134.260	—	—	189.815
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	134.260	189.815	282.408	328.704	—	—	375.000
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	134.260	—	328.704	421.297	467.593	523.149	—	615.741
瀬田東	—	236.112	—	421.297	467.593	569.445	615.741	—	662.038

普通車

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション	—	87.963
					巨椋	—	—	—	—
				宇治西	87.963	134.260	—	—	236.112
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	189.815	282.408	328.704	375.000	—	—	523.149
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	189.815	—	421.297	523.149	569.445	615.741	—	754.630
瀬田東	—	282.408	—	523.149	615.741	662.038	754.630	—	855.528

中型車

									久御山淀
								久御山	87.963
							久御山 ジャンクション	—	134.260
						巨椋	—	—	—
				宇治西	87.963	134.260	—	—	282.408
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	236.112	328.704	375.000	467.593	—	—	615.741
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	189.815	—	523.149	615.741	708.334	754.630	—	890.362
瀬田東	—	328.704	—	615.741	754.630	800.926	886.819	—	996.634

大型車

									久御山淀
								久御山	134.260
							久御山 ジャンクション	—	189.815
						巨椋	—	—	—
				宇治西	134.260	236.112	—	—	421.297
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	282.408	421.297	569.445	662.038	—	—	836.783
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	282.408	—	708.334	841.654	934.199	1,017.002	—	1,167.997
瀬田東	—	467.593	—	875.749	987.778	1,080.323	1,163.126	—	1,314.121

特大車

									久御山淀
								久御山	236.112
							久御山 ジャンクション	—	282.408
					巨椋	—	—	—	—
				宇治西	189.815	375.000	—	—	662.038
			宇治東	—	—	—	—	—	—
		笠取	523.149	708.334	902.778	1,042.980	—	—	1,294.638
	南郷	—	—	—	—	—	—	—	—
	石山	467.593	—	1,116.042	1,302.756	1,456.998	1,595.004	—	1,846.662
瀬田東	—	754.630	—	1,359.582	1,546.296	1,700.538	1,838.544	—	2,090.202

ロ 一般国道1号（油小路線）（以下「油小路線」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

（イ）ETC車以外の自動車の場合

イ）各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

軽自動車等

								終点
							伏見	—
					城南宮南	330.294	—	330.294
				城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	372.803	—	—	372.803	—	372.803
	鴨川西	—	410.589	—	—	410.589	—	410.589
起点	—	—	421.297	—	—	421.297	—	421.297

普通車

								終点
							伏見	—
					城南宮南	350.368	—	350.368
				城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	403.504	—	—	403.504	—	403.504
	鴨川西	—	421.297	—	—	421.297	—	421.297
起点	—	—	421.297	—	—	421.297	—	421.297

中型車

								終点
							伏見	—
					城南宮南	370.442	—	370.442
				城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	421.297	—	—	421.297	—	421.297
	鴨川西	—	421.297	—	—	421.297	—	421.297
起点	—	—	421.297	—	—	421.297	—	421.297

大型車

						伏見	—
				城南宮南	—	415.607	415.607
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	503.282	—	—	503.282	503.282
	鴨川西	—	581.214	—	—	581.214	581.214
起点	—	—	610.439	—	—	610.439	610.439

特大車

						伏見	—
				城南宮南	—	526.012	526.012
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	672.136	—	—	672.136	672.136
	鴨川西	—	802.024	—	—	802.024	802.024
起点	—	—	850.732	—	—	850.732	850.732

ロ) 各入口インターチェンジから起点方面へ通行する場合

軽自動車等

						伏見	—
				城南宮南	—	377.526	421.297
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	313.763	—	—	377.526	421.297
	鴨川西	—	313.763	—	—	377.526	421.297
起点	—	—	313.763	—	—	377.526	421.297

普通車

						伏見	—
				城南宮南	—	409.408	421.297
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	329.704	—	—	409.408	421.297
	鴨川西	—	329.704	—	—	409.408	421.297
起点	—	—	329.704	—	—	409.408	421.297

中型車

						伏見	—
				城南宮南	—	421.297	421.297
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	345.645	—	—	421.297	421.297
	鴨川西	—	345.645	—	—	421.297	421.297
起点	—	—	345.645	—	—	421.297	421.297

大型車

						伏見	—
				城南宮南	513.023	610.439	—
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	381.512	—	513.023	610.439	—
	鴨川西	—	381.512	—	513.023	610.439	—
起点	—	—	381.512	—	513.023	610.439	—

特大車

						伏見	—
				城南宮南	688.372	850.732	—
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	469.186	—	688.372	850.732	—
	鴨川西	—	469.186	—	688.372	850.732	—
起点	—	—	469.186	—	688.372	850.732	—

(ロ) ETC車の場合

軽自動車等

						伏見	—
				城南宮南	283.062	330.294	—
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	261.808	—	325.571	372.803	—
	鴨川西	—	299.594	—	363.357	410.589	—
起点	—	—	313.763	—	377.526	421.297	—

普通車

						伏見	—
				城南宮南	291.328	350.368	—
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	264.760	—	344.464	403.504	—
	鴨川西	—	311.992	—	391.696	421.297	—
起点	—	—	329.704	—	409.408	421.297	—

中型車

						伏見	—
				城南宮南	299.594	370.442	—
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	267.712	—	363.357	421.297	—
	鴨川西	—	324.390	—	420.035	421.297	—
起点	—	—	345.645	—	421.297	421.297	—

大型車

						伏見	—
					城南宮南	318.191	415.607
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	274.354	—	405.866	503.282	503.282
	鴨川西	—	352.287	—	483.798	581.214	581.214
起点	—	—	381.512	—	513.023	610.439	610.439

特大車

						伏見	—
					城南宮南	363.652	526.012
			城南宮北	—	—	—	—
		上鳥羽	290.590	—	509.776	672.136	672.136
	鴨川西	—	420.478	—	639.664	802.024	802.024
起点	—	—	469.186	—	688.372	850.732	850.732

(注) 起点とは京都市伏見区深草中川原町を、終点とは京都市伏見区向島大黒をいう。

ハ 第二京阪道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)の表に掲げる額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) ETC車以外の自動車の場合

イ) 起点から京田辺松井インターチェンジまでの区間

軽自動車等

							京田辺松井
						八幡京田辺 ジャンクション	18.519
					八幡東	—	—
			久御山南	138.889	194.445	194.445	194.445
		久御山 ジャンクション	—	194.445	240.741	240.741	240.741
	巨椋池	138.889	—	194.445	287.038	287.038	287.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	333.334	333.334

普通車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	240.741
		久御山 ジャンクション	—	194.445	287.038	287.038
	巨椋池	138.889	—	240.741	333.334	333.334
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	379.630

中型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	18.519
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	240.741	287.038
		久御山 ジャンクション	—	240.741	333.334	379.630
	巨椋池	138.889	—	287.038	379.630	425.926
起点	—	194.445	—	333.334	425.926	472.223

大型車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	27.778
				八幡東	—	—
			久御山南	138.889	333.334	333.334
		久御山 ジャンクション	—	287.038	472.223	527.778
	巨椋池	138.889	—	379.630	574.075	574.075
起点	—	240.741	—	472.223	666.667	666.667

特大車

						京田辺松井
					八幡京田辺 ジャンクション	46.297
				八幡東	—	—
			久御山南	194.445	527.778	574.075
		久御山 ジャンクション	—	472.223	793.906	826.378
	巨椋池	194.445	—	620.371	875.086	907.558
起点	—	333.334	—	696.490	948.148	980.620

ロ) 京田辺松井インターチェンジから交野南インターチェンジまでの区間

A 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	333.334	333.334
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	333.334	—	333.334	333.334

普通車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	409.408	409.408
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	425.926	—	425.926	425.926

中型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	441.290	441.290
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	472.223	—	472.223	472.223

大型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	513.023	513.023
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	666.667	—	666.667	666.667

特大車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	688.372	688.372
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	1,021.210	—	1,021.210	1,021.210

B 各入口インターチェンジから京田辺松井インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	285.424	333.334
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	306.678	—	333.334	333.334

普通車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	294.280	409.408
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	320.848	—	415.312	425.926

中型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	303.136	441.290
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	335.018	—	448.374	472.223

大型車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	323.062	513.023
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	366.899	—	522.765	666.667

特大車

				交野南
			交野北	—
		枚方学研	371.770	688.372
	枚方東	—	—	—
京田辺松井	444.832	—	704.608	1,021.210

ただし、イ) に定める区間と連続して通行する場合は、流入したインターチェンジにかかわらず、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
333.334	425.926	472.223	666.667	1,021.210

ハ) 交野南インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間

A 各入口インターチェンジから門真ジャンクション方面へ通行する場合
軽自動車等

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	333.334	333.334
	寝屋川北	—	—	—
交野南	271.254	—	333.334	333.334

普通車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	425.926	425.926
	寝屋川北	—	—	—
交野南	276.568	—	425.926	425.926

中型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	527.778	527.778
	寝屋川北	—	—	—
交野南	281.882	—	527.778	527.778

大型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	683.501	712.963
	寝屋川北	—	—	—
交野南	293.837	—	683.501	712.963

特大車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	972.502	1,045.564
	寝屋川北	—	—	—
交野南	323.062	—	972.502	1,045.564

B 各入口インターチェンジから交野南インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	333.334	333.334
	寝屋川北	—	—	—
交野南	333.334	—	333.334	333.334

普通車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	373.984	373.984
	寝屋川北	—	—	—
交野南	425.926	—	425.926	425.926

中型車

				門真ジャンクション
				第二京阪門真
		寝屋川南	398.781	398.781
	寝屋川北	—	—	—
交野南	527.778	—	527.778	527.778

大型車

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	454.574	454.574
	寝屋川北	—	—	—
交野南	712.963	—	712.963	712.963

特大車

				門真ジャンクション
			第二京阪門真	—
		寝屋川南	590.956	590.956
	寝屋川北	—	—	—
交野南	1,045.564	—	1,045.564	1,045.564

(ロ) ETC車の場合

軽自動車等

													門真ジャンクション													
													第二京阪門真	—												
													寝屋川南	327.933	333.334											
													寝屋川北	—	—											
													交野南	166.667	—	333.334	333.334									
													交野北	—	—	—	—									
													枚方学研	285.424	—	398.781	—	587.709	608.963							
													枚方東	—	—	—	—	—	—							
													京田辺松井	194.445	—	333.334	—	495.606	—	666.667	666.667					
													八幡京田辺ジャンクション	—	212.963	—	351.852	—	505.053	—	685.186	685.186				
													八幡東	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
													久御山南	138.889	194.445	—	388.889	—	481.437	—	594.794	—	694.445	694.445		
													久御山ジャンクション	—	194.445	240.741	—	435.186	—	549.923	—	663.280	—	852.208	873.462	
													巨椋池	138.889	—	194.445	287.038	—	481.482	—	573.539	—	686.896	—	787.038	787.038
起点	—	194.445	—	240.741	333.334	—	519.222	—	594.794	—	708.150	—	740.741	740.741												

普通車

													第二京阪 門真	門真 ジャンクション	
													寝屋川南	347.416	373.984
													寝屋川北	—	—
													交野南	175.926	425.926
													交野北	—	—
													枚方学研	294.280	672.136
													枚方東	—	—
													京田辺松井	194.445	793.168
													八幡京田辺 ジャンクション	—	804.976
													八幡東	—	—
													久御山南	138.889	861.112
													久御山 ジャンクション	—	1,002.760
													巨椋池	138.889	953.704
起点	—	194.445	—	287.038	379.630	—	574.075	—	680.992	—	822.688	—	907.408	907.408	

中型車

													第二京阪 門真	門真 ジャンクション	
													寝屋川南	366.899	398.781
													寝屋川北	—	—
													交野南	212.963	527.778
													交野北	—	—
													枚方学研	303.136	756.563
													枚方東	—	—
													京田辺松井	240.741	901.802
													八幡京田辺 ジャンクション	—	915.971
													八幡東	—	—
													久御山南	138.889	972.223
													久御山 ジャンクション	—	1,153.312
													巨椋池	138.889	1,111.112
起点	—	194.445	—	333.334	425.926	—	653.834	—	767.190	—	937.226	—	1,064.815	1,064.815	

軽自動車等

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	518.519	518.519
久御山ジャンクション	740.741	740.741

普通車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	638.889	638.889
久御山ジャンクション	907.408	907.408

中型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	703.704	703.704
久御山ジャンクション	1,064.815	1,064.815

大型車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	925.926	925.926
久御山ジャンクション	1,425.926	1,425.926

特大車

	第二京阪門真	門真ジャンクション
八幡京田辺ジャンクション	1,444.445	1,444.445
久御山ジャンクション	2,259.260	2,259.260

ニ 一般国道1号（淀川左岸線延伸部）（以下「淀川左岸線延伸部」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、別添5の淀川左岸線延伸部のキロ程と阪神高速道路株式会社が管理する一般国道1号（淀川左岸線延伸部）等の利用距離を通算し、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含め、阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

ホ 一般国道2号(第二神明道路)(以下「第二神明道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)から(ハ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) 伊川谷インターチェンジの料金所の供用開始の日の前日まで

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

											長坂
										学園南	149.568
									垂水 ジャンクション	—	194.832
							明石西	352.272	326.688	—	—
						大久保	232.224	279.456	234.192	—	—
					玉津	139.728	232.224	194.832	149.568	—	—
				伊川谷	78.720	139.728	232.224	—	—	—	—
			大蔵谷	—	108.240	192.864	285.360	—	—	—	—
		高丸	167.280	—	167.280	251.904	344.400	—	—	—	—
	名谷	202.704	202.704	—	202.704	287.328	352.272	—	—	—	—
	須磨	301.104	301.104	301.104	—	301.104	352.272	352.272	301.104	—	301.104
起点	—	301.104	301.104	301.104	—	301.104	352.272	352.272	301.104	—	301.104

普通車

											長坂
										学園南	186.960
									垂水 ジャンクション	—	243.540
							明石西	440.340	408.360	—	—
						大久保	290.280	349.320	292.740	—	—
					玉津	174.660	290.280	243.540	186.960	—	—
				伊川谷	98.400	174.660	290.280	—	—	—	—
			大蔵谷	—	135.300	241.080	356.700	—	—	—	—
		高丸	209.100	—	209.100	314.880	430.500	—	—	—	—
	名谷	253.380	253.380	—	253.380	359.160	440.340	—	—	—	—
	須磨	376.380	376.380	376.380	—	376.380	440.340	440.340	376.380	—	376.380
起点	—	376.380	376.380	376.380	—	376.380	440.340	440.340	376.380	—	376.380

中型車

											長坂
										学園南	224.352
									垂水 ジャンクション	—	292.248
							明石西	528.408	490.032	—	—
						大久保	348.336	419.184	351.288	—	—
				玉津	209.592	348.336	292.248	224.352	—	—	—
			伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—	—	—
			大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—	—
		高丸	250.920	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—	—
	名谷	304.056	304.056	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—	—
	須磨	451.656	451.656	451.656	—	451.656	528.408	528.408	451.656	—	451.656
起点	—	451.656	451.656	451.656	—	451.656	528.408	528.408	451.656	—	451.656

大型車

											長坂
										学園南	308.484
									垂水 ジャンクション	—	401.841
							明石西	726.561	673.794	—	—
						大久保	478.962	576.378	483.021	—	—
				玉津	288.189	478.962	401.841	308.484	—	—	—
			伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—	—	—
			大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—	—
		高丸	345.015	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—	—
	名谷	418.077	418.077	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—	—
	須磨	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027
起点	—	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027

特大車

												長坂
											学園南	514.140
									垂水 ジャンクション	—		669.735
							明石西	1,210.935	1,122.990	—		
						大久保	798.270	960.630	805.035	—		
					玉津	480.315	798.270	669.735	514.140	—		
				伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—		
			大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—		
		高丸	575.025	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—		
	名谷	696.795	696.795	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—		
	須磨	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045	
起点	—	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045	

ロ) ETC車

軽自動車等

												長坂
											学園南	78.720
									垂水 ジャンクション	—		78.720
							明石西	352.272	326.688	—		
						大久保	78.720	279.456	234.192	—		
					玉津	78.720	177.120	194.832	149.568	—		
				伊川谷	78.720	139.728	232.224	—	—	—		
			大蔵谷	—	108.240	192.864	285.360	—	—	—		
		高丸	78.720	—	167.280	251.904	344.400	—	—	—		
	名谷	78.720	94.464	—	202.704	287.328	352.272	—	—	—		
	須磨	78.720	108.240	167.280	—	275.520	352.272	352.272	78.720	—	147.600	
起点	—	98.400	133.824	192.864	—	301.104	352.272	352.272	114.144	—	173.184	

普通車

											長坂
										学園南	98.400
									垂水 ジャンクション	—	98.400
							明石西	440.340	408.360	—	—
						大久保	98.400	349.320	292.740	—	—
					玉津	98.400	221.400	243.540	186.960	—	—
				伊川谷	98.400	174.660	290.280	—	—	—	—
			大蔵谷	—	135.300	241.080	356.700	—	—	—	—
		高丸	98.400	—	209.100	314.880	430.500	—	—	—	—
	名谷	98.400	118.080	—	253.380	359.160	440.340	—	—	—	—
	須磨	98.400	135.300	209.100	—	344.400	440.340	440.340	98.400	—	184.500
起点	—	123.000	167.280	241.080	—	376.380	440.340	440.340	142.680	—	216.480

中型車

											長坂
										学園南	118.080
									垂水 ジャンクション	—	118.080
							明石西	528.408	490.032	—	—
						大久保	118.080	419.184	351.288	—	—
					玉津	118.080	265.680	292.248	224.352	—	—
				伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—	—
			大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—	—
		高丸	118.080	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—	—
	名谷	118.080	141.696	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—	—
	須磨	118.080	162.360	250.920	—	413.280	528.408	528.408	118.080	—	221.400
起点	—	147.600	200.736	289.296	—	451.656	528.408	528.408	171.216	—	259.776

大型車

											長坂
										学園南	162.360
									垂水 ジャンクション	—	162.360
							明石西	726.561	673.794	—	
						大久保	162.360	576.378	483.021	—	
				玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—	—	
			伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—	
		高丸	162.360	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—	
	名谷	162.360	194.832	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—	
	須磨	162.360	223.245	345.015	—	568.260	726.561	726.561	162.360	—	304.425
起点	—	202.950	276.012	397.782	—	621.027	726.561	726.561	235.422	—	357.192

特大車

											長坂
										学園南	270.600
									垂水 ジャンクション	—	270.600
							明石西	1,210.935	1,122.990	—	
						大久保	270.600	960.630	805.035	—	
				玉津	270.600	608.850	669.735	514.140	—	—	
			伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—	
		高丸	270.600	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—	
	名谷	270.600	324.720	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—	
	須磨	270.600	372.075	575.025	—	947.100	1,210.935	1,210.935	270.600	—	507.375
起点	—	338.250	460.020	662.970	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	392.370	—	595.320

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

(注3) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(ロ) 伊川谷インターチェンジの料金所の供用開始の日から永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクションまでの区間の供用開始の日の前日まで

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

											長坂
										学園南	149.568
									垂水 ジャンクション	—	194.832
							明石西	352.272	326.688	—	
						大久保	177.120	279.456	234.192	—	
					玉津	78.720	177.120	194.832	149.568	—	
				伊川谷	78.720	139.728	232.224	—	—	—	
			大蔵谷	—	108.240	192.864	285.360	—	—	—	
		高丸	167.280	—	167.280	251.904	344.400	—	—	—	
	名谷	202.704	202.704	—	202.704	287.328	352.272	—	—	—	
	須磨	301.104	301.104	301.104	—	301.104	352.272	352.272	301.104	—	301.104
起点	—	301.104	301.104	301.104	—	301.104	352.272	352.272	301.104	—	301.104

普通車

											長坂
										学園南	186.960
									垂水 ジャンクション	—	243.540
							明石西	440.340	408.360	—	
						大久保	221.400	349.320	292.740	—	
					玉津	98.400	221.400	243.540	186.960	—	
				伊川谷	98.400	174.660	290.280	—	—	—	
			大蔵谷	—	135.300	241.080	356.700	—	—	—	
		高丸	209.100	—	209.100	314.880	430.500	—	—	—	
	名谷	253.380	253.380	—	253.380	359.160	440.340	—	—	—	
	須磨	376.380	376.380	376.380	—	376.380	440.340	440.340	376.380	—	376.380
起点	—	376.380	376.380	376.380	—	376.380	440.340	440.340	376.380	—	376.380

中型車

											長坂
										学園南	224.352
									垂水 ジャンクション	—	292.248
								明石西	528.408	490.032	—
							大久保	265.680	419.184	351.288	—
						玉津	118.080	265.680	292.248	224.352	—
					伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—
				大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—
			高丸	250.920	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—
		名谷	304.056	304.056	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—
	須磨	451.656	451.656	451.656	—	451.656	528.408	528.408	451.656	—	451.656
起点	—	451.656	451.656	451.656	—	451.656	528.408	528.408	451.656	—	451.656

大型車

											長坂
										学園南	308.484
									垂水 ジャンクション	—	401.841
								明石西	726.561	673.794	—
							大久保	365.310	576.378	483.021	—
						玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—
					伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—
					大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—
			高丸	345.015	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—
		名谷	418.077	418.077	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—
	須磨	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027
起点	—	621.027	621.027	621.027	—	621.027	726.561	726.561	621.027	—	621.027

特大車

												長坂
											学園南	514.140
										垂水 ジャンクション	—	669.735
								明石西	1,210.935	1,122.990	—	—
							大久保	608.850	960.630	805.035	—	—
						玉津	270.600	608.850	669.735	514.140	—	—
					伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—	—
				大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—	—
			高丸	575.025	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—	—
	名谷	696.795	696.795	696.795	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—	—
	須磨	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045	1,035.045
起点	—	1,035.045	1,035.045	1,035.045	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	1,035.045	—	1,035.045	1,035.045

ロ) ETC車

軽自動車等

												長坂
											学園南	78.720
										垂水 ジャンクション	—	78.720
								明石西	352.272	326.688	—	—
							大久保	78.720	279.456	234.192	—	—
						玉津	78.720	177.120	194.832	149.568	—	—
					伊川谷	78.720	139.728	232.224	—	—	—	—
				大蔵谷	—	108.240	192.864	285.360	—	—	—	—
			高丸	78.720	—	167.280	251.904	344.400	—	—	—	—
	名谷	78.720	94.464	94.464	—	202.704	287.328	352.272	—	—	—	—
	須磨	78.720	108.240	167.280	—	275.520	352.272	352.272	78.720	—	147.600	147.600
起点	—	98.400	133.824	192.864	—	301.104	352.272	352.272	114.144	—	173.184	173.184

普通車

											長坂
										学園南	98.400
									垂水 ジャンクション	—	98.400
							明石西	440.340	408.360	—	—
						大久保	98.400	349.320	292.740	—	—
					玉津	98.400	221.400	243.540	186.960	—	—
				伊川谷	98.400	174.660	290.280	—	—	—	—
			大蔵谷	—	135.300	241.080	356.700	—	—	—	—
		高丸	98.400	—	209.100	314.880	430.500	—	—	—	—
	名谷	98.400	118.080	—	253.380	359.160	440.340	—	—	—	—
	須磨	98.400	135.300	209.100	—	344.400	440.340	440.340	98.400	—	184.500
起点	—	123.000	167.280	241.080	—	376.380	440.340	440.340	142.680	—	216.480

中型車

											長坂
										学園南	118.080
									垂水 ジャンクション	—	118.080
							明石西	528.408	490.032	—	—
						大久保	118.080	419.184	351.288	—	—
					玉津	118.080	265.680	292.248	224.352	—	—
				伊川谷	118.080	209.592	348.336	—	—	—	—
			大蔵谷	—	162.360	289.296	428.040	—	—	—	—
		高丸	118.080	—	250.920	377.856	516.600	—	—	—	—
	名谷	118.080	141.696	—	304.056	430.992	528.408	—	—	—	—
	須磨	118.080	162.360	250.920	—	413.280	528.408	528.408	118.080	—	221.400
起点	—	147.600	200.736	289.296	—	451.656	528.408	528.408	171.216	—	259.776

大型車

											長坂
										学園南	162.360
									垂水 ジャンクション	—	162.360
							明石西	726.561	673.794	—	
						大久保	162.360	576.378	483.021	—	
				玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—	—	
			伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—	
		高丸	162.360	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—	
	名谷	162.360	194.832	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—	
	須磨	162.360	223.245	345.015	—	568.260	726.561	726.561	162.360	—	304.425
起点	—	202.950	276.012	397.782	—	621.027	726.561	726.561	235.422	—	357.192

特大車

											長坂
										学園南	270.600
									垂水 ジャンクション	—	270.600
							明石西	1,210.935	1,122.990	—	
						大久保	270.600	960.630	805.035	—	
				玉津	270.600	608.850	669.735	514.140	—	—	
			伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—	—	
			大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—	
		高丸	270.600	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—	
	名谷	270.600	324.720	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—	
	須磨	270.600	372.075	575.025	—	947.100	1,210.935	1,210.935	270.600	—	507.375
起点	—	338.250	460.020	662.970	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	392.370	—	595.320

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

(ハ) 永井谷ジャンクションから石ヶ谷ジャンクションまでの区間の供用開始の日以降

イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

																平野 (西)
																平野 (東)
															榎谷	—
															永井谷	78.720
															永井谷 ジャンクション	92.496
															長坂	—
															学園南	157.440
															垂水 ジャンクション	202.704
															明石西	352.272
															大久保	177.120
															玉津	78.720
															伊川谷	78.720
															大蔵谷	—
															高丸	167.280
															名谷	202.704
															須磨	316.848
起点	—	316.848	316.848	316.848	—	316.848	352.272	352.272	316.848	—	316.848	—	—	316.848	316.848	—

普通車

																平野 (西)
																平野 (東)
															榎谷	—
															永井谷	98.400
															永井谷 ジャンクション	115.620
															長坂	—
															学園南	196.800
															垂水 ジャンクション	253.380
															明石西	440.340
															大久保	221.400
															玉津	98.400
															伊川谷	98.400
															大蔵谷	—
															高丸	209.100
															名谷	253.380
															須磨	396.060
起点	—	396.060	396.060	396.060	—	396.060	440.340	440.340	396.060	—	396.060	—	—	396.060	396.060	—

大型車

																		平野 (西)															
																		平野 (東)	—														
																	榎谷	—	—														
																	永井谷	162.360	162.360	—													
																	永井谷 ジャンクション	—	162.360	162.360	—												
																	長坂	—	—	—	—												
																	学園南	162.360	—	—	190.773	271.953	—										
																	垂水 ジャンクション	—	162.360	—	—	284.130	365.310	—									
																	明石西	726.561	673.794	—	552.024	515.493	—	—	361.251								
																	大久保	162.360	576.378	483.021	—	361.251	324.720	—	—	162.360							
																	玉津	162.360	365.310	401.841	308.484	—	—	—	—	—							
																	伊川谷	162.360	288.189	478.962	—	—	—	—	—	—							
																	大蔵谷	—	223.245	397.782	588.555	—	—	—	—	—	—						
																	高丸	162.360	—	345.015	519.552	710.325	—	—	—	—	—						
																	名谷	162.360	194.832	—	418.077	592.614	726.561	—	—	—	—						
																	須磨	162.360	223.245	345.015	—	568.260	726.561	726.561	162.360	—	304.425	—	—	466.785	547.965	—	
																	起点	—	202.950	276.012	397.782	—	621.027	726.561	726.561	235.422	—	357.192	—	—	519.552	600.732	—

特大車

																																			平野 (西)																	
																																			平野 (東)	—																
																																			榎谷	—	—															
																																			永井谷	270.600	270.600	—														
																																			永井谷 ジャンクション	—	270.600	270.600	—													
																																			長坂	—	—	—	—	—												
																																			学園南	270.600	—	—	317.955	453.255	—											
																																			垂水 ジャンクション	—	270.600	—	—	473.550	608.850	—										
																																			明石西	1,210.935	1,122.990	—	920.040	859.155	—	—	602.085									
																																			大久保	270.600	960.630	805.035	—	602.085	541.200	—	—	270.600								
																																			玉津	270.600	608.850	669.735	514.140	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
																																			伊川谷	270.600	480.315	798.270	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
																																			大蔵谷	—	372.075	662.970	980.925	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
																																			高丸	270.600	—	575.025	865.920	1,183.875	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
																																			名谷	270.600	324.720	—	696.795	987.690	1,210.935	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
																																			須磨	270.600	372.075	575.025	—	947.100	1,210.935	1,210.935	270.600	—	507.375	—	—	777.975	913.275	—		
																																			起点	—	338.250	460.020	662.970	—	1,035.045	1,210.935	1,210.935	392.370	—	595.320	—	—	865.920	1,001.220	—	

(注1) 起点とは神戸市須磨区月見山三丁目をいう。

(注2) 第二神明道路と阪神高速管理区間とを連続して通行する場合における料金の額は、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速管理区間の料金の額を含めて、上表の額とする。

特大車

				大竹西ジャンクション	大竹ジャンクション
			大竹	195.455	47.355
		大野	711.495	758.850	608.850
	廿日市ジャンクション	317.955	879.450	926.805	926.805
廿日市	169.125	637.080	1,198.575	1,245.930	1,095.930

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ト 一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路)) (以下「八代日奈久道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		日奈久
	八代南	142.858
八代ジャンクション	190.477	285.715

普通車

		日奈久
	八代南	190.477
八代ジャンクション	190.477	380.953

中型車

		日奈久
	八代南	238.096
八代ジャンクション	238.096	476.191

大型車

		日奈久
	八代南	285.715
八代ジャンクション	333.334	619.048

特大車

		日奈久
	八代南	476.191
八代ジャンクション	571.429	1,047.620

チ 一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西)) (以下「鹿児島道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

市来インターチェンジから伊集院インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	380.953	476.191	809.524

伊集院インターチェンジから鹿児島西インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	95.239	231.482

普通車

		鹿児島西
	松元	142.858
伊集院	142.858	277.778

中型車

		鹿児島西
	松元	190.477
伊集院	142.858	333.334

大型車

		鹿児島西
	松元	238.096
伊集院	238.096	476.191

特大車

		鹿児島西
	松元	428.572
伊集院	380.953	809.524

リ 一般国道9号(安来道路)(以下「安来道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			東出雲
		安来スマート	259.091
	安来	68.182	333.334
米子西	190.477	259.091	476.191

普通車

			東出雲
		安来スマート	331.819
	安来	86.364	428.572
米子西	190.477	277.273	619.048

中型車

			東出雲
		安来スマート	368.182
	安来	95.455	476.191
米子西	285.715	377.273	761.905

大型車

			東出雲
		安来スマート	513.637
	安来	140.910	666.667
米子西	333.334	477.273	1,000.000

特大車

			東出雲
		安来スマート	895.455
	安来	240.910	1,142.858
米子西	571.429	813.637	1,714.286

ヌ 江津道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	142.858	238.096
江津	142.858	285.715	380.953

普通車

			浜田ジャンクション
		浜田東	95.239
	江津西	190.477	285.715
江津	190.477	380.953	476.191

中型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	142.858
	江津西	238.096	380.953
江津	190.477	428.572	571.429

大型車

			浜田ジャンクション
		浜田東	190.477
	江津西	333.334	523.810
江津	285.715	619.048	809.524

特大車

			浜田ジャンクション
		浜田東	333.334
	江津西	523.810	857.143
江津	476.191	1,000.000	1,333.334

ル 椎田道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車

			椎田南
		椎田	95.239
	築城	190.477	285.715
みやこ豊津	95.239	285.715	388.350

大型車

			椎田南
		椎田	142.858
	築城	285.715	428.572
みやこ豊津	142.858	428.572	582.525

特大車

			椎田南
		椎田	333.334
	築城	666.667	1,000.000
みやこ豊津	333.334	1,000.000	1,359.224

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ワ 宇佐別府道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				速見
			大分農業文化公園	142.858
		安心院	142.858	291.263
	院内	145.632	285.715	436.894
宇佐	—	242.719	380.953	533.981

普通車

				速見
			大分農業文化公園	190.477
		安心院	190.477	388.350
	院内	145.632	333.334	533.981
宇佐	—	291.263	476.191	679.612

中型車

				速見
			大分農業文化公園	238.096
		安心院	238.096	485.437
	院内	194.175	428.572	631.068
宇佐	—	339.806	571.429	825.243

大型車

				速見
			大分農業文化公園	333.334
		安心院	333.334	631.068
	院内	242.719	571.429	873.787
宇佐	—	485.437	809.524	1,116.505

特大車

				速見
			大分農業文化公園	523.810
		安心院	523.810	1,067.962
	院内	436.894	952.381	1,504.855
宇佐	—	825.243	1,333.334	1,893.204

ワ 一般国道10号(日出バイパス)(以下「日出バイパス」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
238.096	285.715	333.334	476.191	809.524

カ 一般国道10号(延岡南道路)(以下「延岡南道路」という。)における1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

(注) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ただし、令和2年3月30日から令和9年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
226.752	226.752	226.752	255.534	325.890

ヨ 隼人道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

		加治木
	隼人西	97.088
隼人東	97.088	194.175

普通車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

中型車

		加治木
	隼人西	145.632
隼人東	145.632	242.719

大型車

		加治木
	隼人西	194.175
隼人東	194.175	388.350

特大車

		加治木
	隼人西	339.806
隼人東	339.806	679.612

タ 一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路)) (以下「京奈道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

城陽インターチェンジから山田川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			精華学研・山田川
		精華下狛	145.632
	田辺西	145.632	291.263
城陽・田辺北	145.632	291.263	436.894

普通車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

中型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	194.175
	田辺西	194.175	388.350
城陽・田辺北	194.175	388.350	582.525

大型車

			精華学研・山田川
		精華下狛	291.263
	田辺西	291.263	582.525
城陽・田辺北	291.263	582.525	873.787

特大車

			精華学研・山田川
		精華下狛	533.981
	田辺西	533.981	1,067.962
城陽・田辺北	533.981	1,067.962	1,601.942

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
城陽インターチェンジから田辺北インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	10.000
精華学研インターチェンジから山田川インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

山田川インターチェンジから木津インターチェンジまでの区間

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車	軽車両等
山田川インターチェンジから木津インターチェンジまで	95.239	95.239	95.239	142.858	285.715	—

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」

とあるのは、それぞれ別添 1 - 2 の自動車の車種区分をいう。

レ 一般国道 24 号（大和北道路）（以下「大和北道路」という。）における各インターチェンジ相互間の 1 回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10 円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	209.040	223.210
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	173.616	—	284.611	298.781
	奈良北	384.611	408.227	—	519.222	533.392
起点	—	396.419	420.035	—	531.030	545.200

普通車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	223.800	241.512
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	179.520	—	318.264	335.976
	奈良北	418.264	447.784	—	586.528	604.240
起点	—	433.024	462.544	—	601.288	619.000

中型車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	238.560	259.814
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	185.424	—	351.917	373.171
	奈良北	451.917	487.341	—	653.834	675.088
起点	—	469.629	505.053	—	671.546	692.800

大型車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	271.770	300.995
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	198.708	—	427.636	456.860
	奈良北	527.636	576.344	—	805.271	834.496
起点	—	551.990	600.698	—	829.625	858.850

特大車

						郡山下ツ道
					大和郡山	—
				大和郡山北 (南)	352.950	401.658
			大和郡山北 (北)	—	—	—
		奈良	231.180	—	612.726	661.434
	奈良北	712.726	793.906	—	1,175.452	1,224.160
起点	—	753.316	834.496	—	1,216.042	1,264.750

(注) 起点とは奈良市歌姫町をいう。

ソ 一般国道26号(堺泉北道路)(以下「堺泉北道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) ETC車以外の自動車の場合

イ) 各入口インターチェンジから終点方面へ通行する場合

A 阪和自動車道(区間料金制区間)の堺ジャンクションと当該道路を連続して通行する場合

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

B A以外の場合

軽自動車等

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

普通車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井	—	134.260	134.260	134.260

特大車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	328.704	328.704	328.704
平井	—	328.704	328.704	328.704

ロ) 各入口インターチェンジから平井インターチェンジ方面へ通行する場合
軽自動車等

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	106.482	106.482	106.482
平井	—	106.482	106.482	106.482

普通車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井	—	134.260	134.260	134.260

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	162.038	162.038	162.038
平井	—	162.038	162.038	162.038

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	226.852	226.852	226.852
平井	—	226.852	226.852	226.852

特大車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	375.000	375.000	375.000
平井	—	375.000	375.000	375.000

(ロ) ETC車の場合

イ) 阪和自動車道（区間料金制区間）の堺ジャンクションと阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速湾岸線の助松ジャンクションの間を、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ロ) イ) 以外の場合

軽自動車等

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

普通車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

中型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	87.963	87.963	87.963
平井	—	87.963	87.963	87.963

大型車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	134.260	134.260	134.260
平井	—	134.260	134.260	134.260

特大車

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
	太平寺	231.180	328.704	328.704
平井	—	271.770	328.704	328.704

(注) 終点とは大阪府高石市綾園をいう。

ツ 一般国道31号(広島県道路)(以下「広島県道路」という。)における各区間及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
145.632	194.175	242.719	339.806	582.525

坂インターチェンジから呉インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		呉
	天応	291.263
坂	291.263	533.981

普通車

		呉
	天応	339.806
坂	339.806	679.612

中型車

		呉
	天応	339.806
坂	339.806	679.612

大型車

		呉
	天応	533.981
坂	533.981	1,019.418

特大車

		呉
	天応	922.331
坂	922.331	1,844.661

ネ 一般国道34号(長崎バイパス)(以下「長崎バイパス」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

区間	軽自動車等	普通車	大型車	特大車
A区間	145.632	252.428	398.059	895.239
B区間	97.088	145.632	203.884	495.146

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-4の自動車の車種区分をいう。

(注2) A区間とは、長崎県諫早市多良見町市布(起点)から長崎市川平町(川平インターチェンジ)までの区間を、B区間とは、長崎市川平町(川平インターチェンジ)から長崎市西山町4丁目(終点)までの区間をいう。

ナ 湯浅御坊道路における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

						有田
						有田南
				湯浅	48.544	97.088
			広川	—	145.632	145.632
		広川南	142.858	—	238.096	285.715
	川辺	—	242.719	—	339.806	388.350
御坊	95.239	—	339.806	—	485.437	485.437

普通車

						有田
						有田南
				湯浅	97.088	145.632
			広川	—	145.632	194.175
		広川南	142.858	—	285.715	333.334
	川辺	—	291.263	—	436.894	485.437
御坊	142.858	—	436.894	—	582.525	631.068

中型車

						有田
						有田南
				湯浅	97.088	145.632
			広川	—	194.175	242.719
		広川南	190.477	—	380.953	428.572
	川辺	—	339.806	—	533.981	582.525
御坊	190.477	—	533.981	—	728.156	776.700

大型車

						有田
						有田南
				湯浅	145.632	194.175
			広川	—	291.263	339.806
		広川南	238.096	—	523.810	571.429
	川辺	—	436.894	—	728.156	776.700
御坊	238.096	—	679.612	—	970.874	1,019.418

特大車

						有田
						有田南
				湯浅	242.719	339.806
			広川	—	485.437	582.525
		広川南	380.953	—	857.143	952.381
	川辺	—	776.700	—	1,213.593	1,310.680
御坊	380.953	—	1,165.049	—	1,650.486	1,747.573

ラ 一般国道43号（名神湾岸連絡線）（以下「名神湾岸連絡線」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、別添5の名神湾岸連絡線のキロ程と阪神高速道路株式会社が管理する一般国道43号（名神湾岸連絡線）等の利用距離を通算し、当該通行を1回の利用としたうえで、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含め、阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

ム 一般国道163号（第二阪奈道路）（以下「第二阪奈道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) ETC車以外の自動車

軽自動車等

				宝来
			中町	—
		小瀬	189.815	189.815
	壱分	—	—	—
西石切	396.419	—	566.454	566.454

普通車

				宝来
			中町	—
		小瀬	236.112	236.112
	壱分	—	—	—
西石切	433.024	—	645.568	645.568

中型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	282.408	282.408
	壱分	—	—	—
西石切	469.629	—	724.682	724.682

大型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	375.000	375.000
	壱分	—	—	—
西石切	551.990	—	902.687	902.687

特大車

				宝来
			中町	—
		小瀬	662.038	662.038
	壱分	—	—	—
西石切	753.316	—	1,337.812	1,337.812

(ロ) E T C 車

軽自動車等

				宝来
			中町	—
		小瀬	189.815	189.815
	壹分	—	—	—
西石切	396.419	—	497.968	566.454

普通車

				宝来
			中町	—
		小瀬	236.112	236.112
	壹分	—	—	—
西石切	433.024	—	559.960	645.568

中型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	282.408	282.408
	壹分	—	—	—
西石切	469.629	—	621.952	724.682

大型車

				宝来
			中町	—
		小瀬	375.000	375.000
	壹分	—	—	—
西石切	551.990	—	761.434	902.687

特大車

				宝来
			中町	—
		小瀬	501.658	662.038
	壹分	—	—	—
西石切	753.316	—	1,102.390	1,337.812

ウ 一般国道165号(南阪奈道路)(以下「南阪奈道路」という。)における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)及び(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) E T C 車以外の自動車の場合

イ) 美原ジャンクションから羽曳野インターチェンジまでの区間

軽自動車等

			羽曳野
		美原東	—
	美原	138.889	138.889
美原ジャンクション	—	138.889	138.889

普通車

		羽曳野
	美原東	—

	美原	194.445	194.445
美原ジャンクション	—	194.445	194.445

中型車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	240.741	240.741
美原ジャンクション	—	240.741	240.741

大型車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	333.334	333.334
美原ジャンクション	—	333.334	333.334

特大車

			羽曳野
		美原東	—
	美原	523.428	523.428
美原ジャンクション	—	523.428	523.428

ロ) 羽曳野インターチェンジから終点までの区間

軽自動車等

				終点
			葛城	—
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

普通車

				終点
			葛城	—
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

中型車

				終点
			葛城	—
		太子	240.741	240.741
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926

大型車

				終点
			葛城	—
		太子	379.630	379.630
	羽曳野東	—	—	—
羽曳野	138.889	287.038	666.667	666.667

特大車

				葛城	—
			太子	758.850	758.850
	羽曳野東	—	—	—	—
羽曳野	361.068	539.664	1,148.514	1,148.514	

(ロ) ETC車の場合

軽自動車等

							終点
						葛城	—
				太子	240.741	240.741	240.741
			羽曳野東	—	—	—	—
		羽曳野	92.593	194.445	393.245	425.926	425.926
	美原東	—	—	—	—	—	—
	美原	138.889	138.889	231.482	328.704	478.262	525.494
美原 ジャンクション	—	138.889	138.889	231.482	328.704	501.878	549.110

普通車

							終点
						葛城	—
				太子	240.741	240.741	240.741
			羽曳野東	—	—	—	—
		羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926	425.926
	美原東	—	—	—	—	—	—
	美原	194.280	194.445	282.408	384.260	560.328	619.368
美原 ジャンクション	—	194.445	194.445	282.408	384.260	589.848	620.371

中型車

							葛城	—
						太子	240.741	240.741
				羽曳野東	—	—	—	—
			羽曳野	92.593	194.445	425.926	425.926	425.926
		美原東	—	—	—	—	—	—
	美原	203.136	240.741	328.704	430.556	642.394	666.667	666.667
美原 ジャンクション	—	238.560	240.741	328.704	430.556	666.667	666.667	666.667

大型車

							葛城	—
						太子	379.630	379.630
				羽曳野東	—	—	—	—
			羽曳野	138.889	287.038	651.692	666.667	666.667
		美原東	—	—	—	—	—	—
	美原	223.062	325.349	451.990	559.147	827.041	924.457	924.457
美原 ジャンクション	—	271.770	333.334	472.223	607.855	875.749	973.165	973.165

特大車

							葛城	—
						太子	596.490	758.850
				羽曳野東	—	—	—	—
			羽曳野	361.068	539.664	986.154	1,148.514	1,148.514
		美原東	—	—	—	—	—	—
	美原	271.770	442.248	653.316	831.912	1,278.402	1,440.762	1,440.762
美原 ジャンクション	—	352.950	523.428	734.496	913.092	1,359.582	1,521.942	1,521.942

ただし、当該道路と阪和自動車道（区間料金制区間）の美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの間を連続して通行する場合における、美原ジャンクションと各インターチェンジ相互間（次表に金額の記載がない車種及び特大車を除く。）の1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

軽自動車等

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	74.075	74.075	148.149	231.482	388.889	388.889

普通車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	148.149	148.149	222.223	305.556	453.704	453.704

中型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	185.186	185.186	259.260	333.334	481.482	481.482

大型車

	美原東	羽曳野	羽曳野東	太子	葛城	終点
美原ジャンクション	—	324.075	435.186	546.297	787.038	787.038

（注）終点とは奈良県葛城市辨之庄をいう。

キ 一般国道196号（今治・小松自動車道（今治小松道路））（以下「今治小松道路」という。）における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	190.477	285.715	285.715

普通車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	95.239
今治湯ノ浦	285.715	333.334	380.953

中型車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	95.239	142.858

今治湯ノ浦	333.334	428.572	476.191
-------	---------	---------	---------

大型車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	142.858	190.477
今治湯ノ浦	428.572	571.429	619.048

特大車

			終点
		いよ小松北	—
	東予丹原	238.096	333.334
今治湯ノ浦	714.286	952.381	1,047.620

(注) 終点とは愛媛県西条市小松町妙口をいう。

ノ 京都縦貫自動車道における各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次の(イ)から(ロ)に掲げる表の額(単位:円)に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

(イ) 令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

イ) 宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間

軽自動車等

					丹波
				京丹波みずほ	301.536
			京丹波わち	378.288	529.824
		綾部安国寺	293.664	521.952	673.488
	綾部ジャンクション	201.168	344.832	573.120	724.656
	舞鶴大江	388.128	439.296	582.960	811.248
宮津天橋立	372.384	610.512	661.680	805.344	1,033.632
					1,185.168

普通車

					丹波
				京丹波みずほ	339.420
			京丹波わち	435.360	624.780
		綾部安国寺	329.580	614.940	804.360
	綾部ジャンクション	213.960	393.540	678.900	868.320
	舞鶴大江	447.660	511.620	691.200	976.560
宮津天橋立	427.980	725.640	789.600	969.180	1,254.540
					1,443.960

中型車

					丹波
				京丹波みずほ	377.304
			京丹波わち	492.432	719.736
		綾部安国寺	365.496	707.928	935.232
	綾部ジャンクション	226.752	442.248	784.680	1,011.984

	舞鶴大江	507.192	583.944	799.440	1,141.872	1,369.176
宮津天橋立	483.576	840.768	917.520	1,133.016	1,475.448	1,702.752

大型車

					京丹波みずほ	丹波
				京丹波わち	620.844	462.543
			綾部安国寺	446.307	917.151	933.387
		綾部ジャンクション	255.534	551.841	1,022.685	1,229.694
	舞鶴大江	641.139	746.673	1,042.980	1,513.824	1,335.228
宮津天橋立	608.667	1,099.806	1,205.340	1,501.647	1,972.491	1,826.367
						2,285.034

特大車

					京丹波みずほ	丹波
				京丹波わち	934.740	670.905
			綾部安国寺	643.845	1,428.585	1,455.645
		綾部ジャンクション	325.890	819.735	1,604.475	1,949.490
	舞鶴大江	968.565	1,144.455	1,638.300	2,423.040	2,125.380
宮津天橋立	914.445	1,733.010	1,908.900	2,402.745	3,187.485	2,943.945
						3,708.390

ロ) 丹波インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間

軽自動車等

		八木中・千代川
	八木西	194.175
丹波・園部	—	388.350

普通車

		八木中・千代川
	八木西	242.719
丹波・園部	—	485.437

中型車

		八木中・千代川
	八木西	291.263
丹波・園部	—	582.525

大型車

		八木中・千代川
	八木西	388.350
丹波・園部	—	776.700

特大車

		八木中・千代川
	八木西	679.612
丹波・園部	—	1,359.224

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
丹波インターチェンジから 園部インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612
八木東インターチェンジから 千代川インターチェンジまで	194.175	242.719	291.263	388.350	679.612

ハ) 千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間

軽自動車等

					大山崎
				長岡京	95.239
			大原野	190.477	238.096
		沓掛	—	—	—
	篠	194.175	—	428.572	476.191
千代川・大井・亀岡	194.175	388.350	—	619.048	666.667

普通車

					大山崎
				長岡京	95.239
			大原野	238.096	285.715
		沓掛	—	—	—
	篠	242.719	—	523.810	571.429
千代川・大井・亀岡	242.719	485.437	—	761.905	809.524

中型車

					大山崎
				長岡京	95.239
			大原野	285.715	333.334
		沓掛	—	—	—
	篠	291.263	—	619.048	666.667
千代川・大井・亀岡	291.263	582.525	—	904.762	952.381

大型車

					大山崎
				長岡京	142.858
			大原野	380.953	476.191
		沓掛	—	—	—
	篠	388.350	—	857.143	952.381
千代川・大井・亀岡	388.350	776.700	—	1,238.096	1,333.334

特大車

					大山崎
				長岡京	285.715
			大原野	666.667	809.524
		沓掛	—	—	—
	篠	679.612	—	1,476.191	1,571.429
千代川・大井・亀岡	679.612	1,359.224	—	2,142.858	2,238.096

インターチェンジ相互間	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代川インターチェンジから 大井インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981
千代川インターチェンジ又は 大井インターチェンジから 亀岡インターチェンジまで	145.632	194.175	242.719	339.806	533.981

(ロ) 西日本高速道路株式会社が別に定める日以降
軽自動車等

																			大山崎																		
																			長岡京	175.584																	
																			大原野	289.728	315.312																
																			沓掛	—	—	—															
																			篠	248.400	—	415.680	441.264														
																			亀岡	258.240	356.640	—	523.920	549.504													
																			大井	201.168	309.408	407.808	—	575.088	600.672												
																			千代川	199.200	250.368	358.608	457.008	—	624.288	649.872											
																			八木東	211.008	260.208	311.376	419.616	518.016	—	685.296	710.880										
																			八木中	—	—	—	—	—	—	—	—										
																			八木西	179.520	—	264.144	313.344	364.512	472.752	571.152	—	738.432	764.016								
																			園部	—	258.240	—	342.864	392.064	443.232	551.472	649.872	—	817.152	842.736							
																			丹波	256.272	—	364.512	—	449.136	498.336	549.504	657.744	756.144	—	923.424	949.008						
																			京丹波みずほ	301.536	407.808	—	516.048	—	600.672	649.872	701.040	809.280	907.680	—	1,074.960	1,100.544					
																			京丹波わち	378.288	529.824	636.096	—	744.336	—	828.960	878.160	929.328	1,037.568	1,135.968	—	1,303.248	1,328.832				
																			綾部安国寺	293.664	521.952	673.488	779.760	—	888.000	—	972.624	1,021.824	1,072.992	1,181.232	1,279.632	—	1,446.912	1,472.496			
																			綾部ジャンクション	201.168	344.832	573.120	724.656	830.928	—	939.168	—	1,023.792	1,072.992	1,124.160	1,232.400	1,330.800	—	1,498.080	1,523.664		
																			舞鶴大江	388.128	439.296	582.960	811.248	962.784	1,069.056	—	1,177.296	—	1,261.920	1,311.120	1,362.288	1,470.528	1,568.928	—	1,736.208	1,761.792	
																			宮津天橋立	372.384	610.512	661.680	805.344	1,033.632	1,185.168	1,291.440	—	1,399.680	—	1,484.304	1,533.504	1,584.672	1,692.912	1,791.312	—	1,958.592	1,984.176

大型車

																			大山崎																		
																			長岡京	202.767																	
																			大原野	438.189	490.956																
																			沓掛	—	—	—															
																			篠	352.950	—	697.965	750.732														
																			亀岡	373.245	576.195	—	921.210	973.977													
																			大井	255.534	478.779	681.729	—	1,026.744	1,079.511												
																			千代川	251.475	357.009	580.254	783.204	—	1,128.219	1,180.986											
																			八木東	275.829	377.304	482.838	706.083	909.033	—	1,254.048	1,306.815										
																			八木中	—	—	—	—	—	—	—	—										
																			八木西	210.885	—	385.422	486.897	592.431	815.676	1,018.626	—	1,363.641	1,416.408								
																			園部	—	373.245	—	547.782	649.257	754.791	978.036	1,180.986	—	1,526.001	1,578.768							
																			丹波	369.186	—	592.431	—	766.968	868.443	973.977	1,197.222	1,400.172	—	1,745.187	1,797.954						
																			京丹波みずほ	462.543	681.729	—	904.974	—	1,079.511	1,180.986	1,286.520	1,509.765	1,712.715	—	2,057.730	2,110.497					
																			京丹波わち	620.844	933.387	1,152.573	—	1,375.818	—	1,550.355	1,651.830	1,757.364	1,980.609	2,183.559	—	2,528.574	2,581.341				
																			綾部安国寺	446.307	917.151	1,229.694	1,448.880	—	1,672.125	—	1,846.662	1,948.137	2,053.671	2,276.916	2,479.866	—	2,824.881	2,877.648			
																			綾部ジャンクション	255.534	551.841	1,022.685	1,335.228	1,554.414	—	1,777.659	—	1,952.196	2,053.671	2,159.205	2,382.450	2,585.400	—	2,930.415	2,983.182		
																			舞鶴大江	641.139	746.673	1,042.980	1,513.824	1,826.367	2,045.553	—	2,268.798	—	2,443.335	2,544.810	2,650.344	2,873.589	3,076.539	—	3,421.554	3,474.321	
																			宮津天橋立	608.667	1,099.806	1,205.340	1,501.647	1,972.491	2,285.034	2,504.220	—	2,727.465	—	2,902.002	3,003.477	3,109.011	3,332.256	3,535.206	—	3,880.221	3,932.988

オ 一般国道481号（関西国際空港連絡橋）（以下「関西国際空港連絡橋」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
571.429	761.905	952.381	1,238.096	2,095.239

（注）1回の通行とは、泉佐野市りんくう往来北から泉佐野市泉州空港北まで及び泉佐野市泉州空港北から泉佐野市りんくう往来北までの通行をいう。

ク 一般国道497号（西九州自動車道（武雄佐世保道路））（以下「武雄佐世保道路」という。）における各区分及び各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

武雄南インターチェンジから波佐見有田インターチェンジまでの区分

普通車	大型車	特大車
398.059	600.000	1,390.477

波佐見有田インターチェンジから佐世保大塔インターチェンジまでの区分

普通車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		200.000
波佐見有田	200.000	400.000

大型車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		300.971
波佐見有田	300.971	601.942

特大車

		佐世保大塔
		佐世保三川内
		695.239
波佐見有田	695.239	1,390.477

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ヤ 一般国道497号（西九州自動車道（佐世保道路））（以下「佐世保道路」という。）における1回の通行に係る料金の額は、次の（イ）及び（ロ）に掲げる表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

（イ）西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
95.239	142.858	190.477	238.096	380.953

（ロ）西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

イ）ETC車以外の自動車

軽自動車等

				佐世保大塔
				佐世保みなど
				254.630
			佐世保中央	—
			254.630	254.630
		相浦中里	254.630	—
		254.630	254.630	254.630
佐々	254.630	254.630	—	254.630

普通車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	337.963
		佐世保中央	—	337.963
	相浦中里	337.963	—	337.963
佐々	337.963	337.963	—	337.963

中型車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	430.556
		佐世保中央	—	430.556
	相浦中里	430.556	—	430.556
佐々	430.556	430.556	—	430.556

大型車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	569.445
		佐世保中央	—	569.445
	相浦中里	569.445	—	569.445
佐々	569.445	569.445	—	569.445

特大車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	939.815
		佐世保中央	—	939.815
	相浦中里	939.815	—	939.815
佐々	939.815	939.815	—	939.815

(注1) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

ロ) ETC車

軽自動車等

				佐世保大塔
			佐世保みなと	95.239
		佐世保中央	—	95.239
	相浦中里	87.963	—	180.556
佐々	69.445	162.038	—	254.630

普通車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	142.858
		佐世保中央	—	142.858
	相浦中里	106.482	—	245.371
佐々	87.963	199.075	—	337.963

中型車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	190.477
		佐世保中央	—	190.477
	相浦中里	134.260	—	328.704
佐々	106.482	236.112	—	430.556

大型車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	238.096
		佐世保中央	—	238.096
	相浦中里	180.556	—	421.297
佐々	143.519	328.704	—	569.445

特大車

				佐世保大塔
			佐世保みなと	380.953
		佐世保中央	—	380.953
	相浦中里	300.926	—	680.556
佐々	245.371	560.186	—	939.815

(注1) 入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間において、料金所を通過しない場合においては、料金を徴収しないものとする。

(注2) 当該道路を通行する自動車が、入口インターチェンジから流入し途中インターチェンジにおいて流出した後、途中インターチェンジから再流入し出口インターチェンジまでの間を通行する場合において、当該通行を入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの連続した通行と西日本高速道路株式会社がみなす場合は、途中の流出入にかかわらず入口インターチェンジから出口インターチェンジまでの間の1回の通行に係る料金の額を適用する。

③ 消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ 対距離制区間の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合は、①イ(ハ)ハ)の規定にかかわらず、消費税率を乗じた額を100円未満切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用する。

ロ 別添4の(A)に掲げるインターチェンジ相互間並びに②へ(大竹西ジャンクション及び大竹ジャンクションを通行する場合並びにただし書きを除く。)、ル、ヲ、カ(ただし書きを除く。)、ヨ、タ、ツ、ネ、ナ、ノ(イ)(イ)の区間に限る。)及び(ロ)に定める期間を除く。)及びクに掲げる高速道路のうち、令和元年9月30日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ニ)又は②に定める方法により算出した料金の額と、令和元年9月30日時点の料金の額(以下「従前の額」という。)との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.08で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、100円単位の端数処理を行った額を適用する。

④ 料金算定の特例

イ 複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合には、走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額(②⑥に定める割引が適用される場合は、当該割引適用後の料金の額)のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添3及び別添5に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ 周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

$$(A+P) \times C$$

(注) 上記式において、A、P、Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：①イ（ハ）イ C のキロ程に基づき、①及び③に定める方法により算出した額（単位：円）

P：ループ内に介在する京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、椎田道路、宇佐別府道路、隼人道路又は京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日から適用する。）の料金の額（単位：円）

C：周回走行回数

ハ 区間料金制区間を連続して通行する場合

西名阪自動車道の各インターチェンジと近畿自動車道の各インターチェンジ相互間、西名阪自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間又は近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間を連続して通行する場合の料金の額は、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、西名阪自動車道の各インターチェンジと松原ジャンクション相互間の料金の額と阪和自動車道（区間料金制区間）の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算、又は近畿自動車道の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額と阪和自動車道（区間料金制区間）の松原ジャンクションと各インターチェンジ相互間の料金の額を合算した額とする。

ただし、近畿自動車道の各インターチェンジと阪和自動車道（区間料金制区間）の各インターチェンジ相互間を連続して通行するETC車については、この措置による額が、次表に掲げる額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を超える場合は、この額と同額とする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

⑤ 料金調整

イ 通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、区間料金制区間（ETC車に限る。）及び別添6のうちA、C（第二京阪道路のうち京田辺松井インターチェンジから門真ジャンクションまでの区間のみを通行する場合、油小路線、堺泉北道路及び南阪奈道路についてはETC車に限る。）及びD（ETC車に限る。）に掲げる高速道路において、最初に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをCインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）において流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD' はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB：AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

AD : AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額 (単位: 円)

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額 (単位: 円)

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額 (単位: 円)

AD' : AインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額 (単位: 円)

BD' : BインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額 (単位: 円)

CD' : CインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額 (単位: 円)

(注2) $AD - (BD - CD) - AB$ による料金調整において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

ロ 特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における特定更新等工事、集中工事等を実施するにあたり、本協定に定める貸付料 (以下「貸付料」という。) の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路並びに特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金を調整するときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

(2) 割引制度

① マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率等

(イ) ポイントの付与

料金の額10円毎に1ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

② 大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車1台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「2会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	20パーセント
3万円を超える部分	30パーセント

ただし、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間（平成29年1月1日から平成31年3月31日までの間は、イに定める自動車のうち、一般財団法人ITSサービス高度化機構が定めるE T C 2.0車載器D S R C部使用規程第1条に規定する車載器D S R C部を使用し、国土交通省、6会社、名古屋高速道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社（以下「国等」という。）が定める車載器のI D付きプローブ情報の利用及び取り扱い方針（以下「方針」という。）に基づき、国等に方針1.（1）に定める車載器のI D付きプローブ情報の提供を行う自動車（以下「E T C 2.0車」という。）に、平成31年4月1日から令和8年3月31日までの間は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第35条の3第1項第1号について事業用と区別又は道路運送車両法施行規則第63条の2に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているE T C 2.0車に限る。）については、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	20パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	30パーセント
3万円を超える部分	40パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額（2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

③ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車（ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間の各区間（（1）④ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。

④ 平日朝夕割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみ通行又は区間料金制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間、鹿児島道路、京奈道路、大和北道路、広島呉道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで適用する。）、関西国際空港連絡橋、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジから中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを經由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを經由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

料金の額から、カード毎の月間適用回数（2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数」という。）並びに普通区間及び関門特別区間のキロ程と別添6のうちAに掲げる各高速道路のキロ程（以下「平日朝夕割引適用区間のキロ程」という。なお、距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路等のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）等に応じて、次により算出した額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。ただし、月間適用回数が4回以下の場合を除く。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{ (単位：パーセント)}$$

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位：パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'1：関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イBに定める区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'2：別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

W：月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) +$

$150 \times (1 - W \div 100) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 、 W 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イBに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニBに定める料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イBに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 月間適用回数が5回から9回までの場合30、月間適用回数が10回以上の場合50。

t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times d + L'2 R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イBに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニBに定める料金の額(単位:円)

- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)
 R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
 R'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
 R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
 t : 消費税率

⑤ 平日朝夕割引(コーポレート契約)

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行(大都市近郊区間のみの通行又は区間料金制区間の通行を除く。)し、平日の午前6時から午前9時までの間又は平日の午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引(2会社及び西日本高速道路株式会社が定める者が適用する本割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。)に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、④イの表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、カード毎の月間適用回数(2会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が一のカードに適用する本割引の適用回数と合算して計算する。以下「月間適用回数(コーポレート契約)」という。)及び平日朝夕割引適用区間のキロ程等に応じて、次のとおり、算出する。

(イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間等

対距離制区間又は別添6のうちA若しくはBに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じ算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

$$100 - W \text{ (単位:パーセント)}$$

(注) 上記式においてWは、次の数値を表すものとする。

W: 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

(ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる各高速道路の別に、次式の率を乗じて算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

$$(L + L'1 + L'2 - W) \div (L + L'1 + L'2) \times 100 \text{ (単位:パーセント)}$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程(単位:キロメートル)

W : 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。

月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。

月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

(ハ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

イ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートル以内である場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、

(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

W : 月間適用回数(コーポレート契約)が1回から4回までの場合は0。月間適用回数(コーポレート契約)が5回から9回までの場合は30。月間適用回数(コーポレート契約)が10回以上の場合は50。

t : 消費税率

ロ) 平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、平日朝夕割引適用区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(ロ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(ロ)の定めにより算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t + P \times d + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times d + L'2R'2) + 150 \times d) \times t$ 又は $P \times d$ のそれぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注)上記式においてa、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合は、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)

- d : (ロ) に定める計算式により算出した値を100で除した値
- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)
- L'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)
- L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)
- P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額又は(1)①イ(ハ)ニ)Bに定める料金の額 (単位: 円)
- P' : 別添6のうちCに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
- R'1: 関門特別区間又は(1)①イ(ロ)イ)Bに定める区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
- R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
- t : 消費税率

⑥ 休日割引

イ 割引をする自動車

休日、1月2日及び1月3日(ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)に高速国道又は別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路を通行(対距離制区間のうち沖縄自動車道、大都市近郊区間のみ通行及び区間料金制区間の通行を除く。)するETC車のうち、軽自動車等又は普通車(広島岩国道路、延岡南道路((1)②カに定めるただし書きの期間は除く。)及び椎田道路においては、別添1-1に掲げるイからへに該当する自動車とする。)

ロ 割引率等

(イ) 普通区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA若しくはBに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)を適用する場合は除く。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)及び別添6のうちA又はBに掲げる各高速道路の別に算出(対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出)することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(ロ) 対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含む区間

対距離区間の一部に大都市近郊区間を含む場合の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式により算出した額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t + P \times (1 - W \div 100) + P'$$

ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - W \div 100) + L'2R'2) + 150 \times (1 - W \div 100)) \times t$ 又は $P \times (1 - W \div 100)$ の別に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2、W及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

- a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位: キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値(ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める期間は、対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超え、400キロメートル以下の場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。対距離制区間が400キロメートルを超え600キロメートル以下の場合は、75を対距離制区間のキロ程で除し、0.6を加算した値。

対距離制区間が600キロメートルを超え800キロメートル以下の場合、105を対距離制区間のキロ程で除し、0.55を加算した値。対距離制区間が800キロメートルを超える場合は、145を対距離制区間のキロ程で除し、0.5を加算した値。)

- L : 四国横断自動車道阿南四万十線の津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)
- L'1 : 関門特別区間又は (1) ①イ (ロ) イ) B に定める区間のキロ程 (単位: キロメートル)
- L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)
- P : 別添6のうち A に掲げる高速道路の料金の額又は (1) ①イ (ハ) ニ) B に定める料金の額 (単位: 円)
- P' : 別添6のうち C に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)
- R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
- R'1 : 関門特別区間又は (1) ①イ (ロ) イ) B に定める区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
- R'2 : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
- W : 30
- t : 消費税率

⑦ 近畿自動車道等迂回利用割引

イ 割引をする自動車

次表の (A) に掲げる道路、(B) に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道 (区間料金制区間) の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道 (区間料金制区間) の相互間 (以下「(B) のインターチェンジ相互間」という。) 及び (C) に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

ただし、次表の1及び2の (A) に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出し当該道路を通行する場合は、ETC2.0車に限る。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	第二京阪道路	門真ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する東大阪ジャンクション
2	第二京阪道路	松原ジャンクションから門真ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
3	大阪府道高速大阪東大阪線 (一般国道163号 (東大阪線) (東大阪市荒本北から東大阪市西石切町まで) を含む。以下同じ。) のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する東大阪ジャンクション
4	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪松原線	
5	西名阪自動車道	松原ジャンクションから守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理する松原ジャンクション
6	西名阪自動車道	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	

7	南阪奈道路	美原ジャンクションから 守口ジャンクションまで	大阪府道高速大阪守口線	阪神高速道路株式会社が管理 する松原ジャンクション
8	南阪奈道路	美原ジャンクションから 東大阪ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線	

ロ 割引適用後の料金の額

(イ) イの表中1及び2の(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、東大阪ジャンクションと門真ジャンクション相互間の料金の額とする。

(ロ) イの表中3から6までの(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中3から6までの項毎に、次の算式により算出した額(以下「算出額」という。)が正の数となる場合は、これを割引適用後の料金の額とし、算出額が負の数又は0となる場合は、(B)のインターチェンジ相互間の料金の額を減じた後の額とする。

$$X - Y$$

(注) この算式においてX及びYは、ハの(イ)及び(ロ)別に、それぞれ次の数値を表すものとする。

X: イの表中(D)に掲げるインターチェンジとイに定める自動車が行き交うに定めるインターチェンジ相互間の阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額(単位:円)

Y: イに定める自動車の通行のうち、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額(単位:円)

(ハ) イの表中7及び8の(B)のインターチェンジ相互間

当該インターチェンジ相互間の割引適用後の料金の額は、イの表中7及び8の項毎に、(ロ)に定める算式により算出した額と、松原ジャンクションと美原ジャンクション相互間の料金の額を合算した額とする。

ハ 対象インターチェンジ

(イ) 入口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線(1号環状線)の堂島インターチェンジ、高麗橋インターチェンジ、長堀インターチェンジ、高津インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、えびす町インターチェンジ、四ツ橋インターチェンジ若しくは信濃橋インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

(ロ) 出口インターチェンジ

阪神高速道路株式会社が管理する大阪府道高速大阪池田線(1号環状線)の北浜インターチェンジ、本町インターチェンジ、道頓堀インターチェンジ、夕陽丘インターチェンジ、なんばインターチェンジ、信濃橋インターチェンジ若しくは土佐堀インターチェンジ又は大阪府道高速大阪堺線の湊町インターチェンジ

ニ 適用する期間

平成29年6月3日から令和14年3月31日まで本割引を適用する。

⑧ 近畿自動車道迂回利用割引(大阪都心迂回)

イ 割引をする自動車

次表の(A)に掲げる道路、(B)に掲げる近畿自動車道の区間及び(C)に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路(ただし、次表の(A)に道路の記載がない各項においては、これを除く。)を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

ただし、次表の1の(A)に掲げる道路を通行する場合は、中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジを流入又は流出する自動車に限るものとし、次表の4の(A)に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出する場合は、ETC2.0車に限るものとする。

	(A)	(B)	(C)
--	-----	-----	-----

1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジまでの区間	松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで	大阪府道高速大阪松原線の松原ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで（ただし、大阪府道高速大和川線の全線を通行する場合に限る。）
2	—	松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで	
3	—	松原ジャンクションから摂津北インターチェンジまで	
4	第二京阪道路	松原ジャンクションから門真ジャンクションまで	
5	—	松原ジャンクションから大東鶴見インターチェンジまで	
6	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまで	

ロ 割引額

割引額は、イに定める自動車が行き止まりの場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（短距離区間利用割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。以下「近畿自動車道迂回利用の料金の額」という。）が、次表のうちイの表と同一の項の（D）に掲げる道路、（E）に掲げる近畿自動車道の区間及び（F）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路（ただし、次表の（D）又は（E）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、イに定める自動車が行き止まりするインターチェンジを入口又は出口として通行する場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（上限料金の引下げに係る割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。また、同一の項において経路が複数ある場合は、複数経路のうち最も低い額とする。以下「大阪都心利用の料金の額」という。）より高い場合において、近畿自動車道迂回利用の料金の額から大阪都心利用の料金の額を差し引いた額とし、イの表中（B）に掲げる近畿自動車道の区間の通行料金を適用する（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間は、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の通行料金を適用する。）。

	経路	(D)	(E)	(F)
1	経路 1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジまでの区間	守口ジャンクションから吹田インターチェンジまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
	経路 2	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の豊中インターチェンジまでの区間	—	大阪府道高速大阪池田線の豊中南（名神）インターチェンジからハに定める各インターチェンジまで
2	経路 1	—	守口ジャンクションから吹田インターチェンジまで	大阪府道高速大阪守口線の守口ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで

	経路 2	中央自動車道西宮線の吹田インターチェンジから豊中インターチェンジまでの区間	—	大阪府道高速大阪池田線の豊中南(名神)インターチェンジからハに定める各インターチェンジまで
3	経路 1	—	守ロジャンクションから摂津北インターチェンジまで	大阪府道高速大阪守ロ線の守ロジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
4	経路 1	第二京阪道路	東大阪ジャンクションから門真ジャンクションまで	大阪府道高速大阪東大阪線の東大阪ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
5	経路 1	—	東大阪ジャンクションから大東鶴見インターチェンジまで	
6	経路 1	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間	—	

ハ 対象インターチェンジ

大阪府道高速湾岸線の三宝インターチェンジ以南の各インターチェンジ

ニ 適用する期間

令和 6 年 6 月 1 日から本割引を適用する。

⑨ 中国自動車道迂回利用割引 (神戸都心流入)

イ 割引をする自動車

次表の (A) に掲げる区間、(B) に掲げる中国縦貫自動車道の区間及び (C) に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路 (ただし、次表の (A) に道路の記載がない各項においては、これを除く。) を連続して通行し、ハに定める阪神高速道路株式会社が管理するインターチェンジを入口又は出口として通行する ETC 車。

ただし、次表の 1 の (A) に掲げる道路を通行する場合は、中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジ、次表の 3 の (A) に掲げる道路を通行する場合は、近畿自動車道の摂津南インターチェンジを流入又は流出する自動車に限るものとする。

	(A)	(B)	(C)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田ジャンクションまで	吹田ジャンクションから西宮山ロジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山ロジャンクションからハに定める各インターチェンジまで
2	—	中国吹田インターチェンジから西宮山ロジャンクションまで	
3	近畿自動車道の摂津南インターチェンジから吹田インターチェンジまで	吹田ジャンクションから西宮山ロジャンクションまで	

ロ 割引額

割引額は、イに定める自動車が行く場合の料金の額 (阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含む。以下「中国道迂回利用 (神戸都心流入) の料金の額」という。) が、次表のうちイの表と同一の項の (D) に掲げる区間、(E) に掲げる中央自動車道西宮線の区間及び (F) に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路 (ただし、次表の (D) に道路の記載がない各項においては、これを除く。) を連続して通行し、イに定める自動車が行くインターチ

エッジ（ただし、ハに定めるインターチェンジのうち神戸市道高速道路2号線の神戸長田インターチェンジの場合は兵庫県道高速神戸西宮線の湊川インターチェンジ、神戸市道生田川箕谷線の国道2号インターチェンジ、二宮インターチェンジ、神若インターチェンジ又は新神戸駅インターチェンジの場合は兵庫県道高速神戸西宮線の生田川インターチェンジとする。）を入口又は出口として通行する場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を含む。以下「神戸都心流入の料金の額」という。）より高い場合において、中国道迂回利用（神戸都心流入）の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）から神戸都心流入の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）を差し引いた額とし、イの表の（A）及び（B）に掲げる区間（ただし、イの表中3の（A）に掲げる区間を除く。）の通行料金に適用する（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間は、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の通行料金に適用する。）。

	(D)	(E)	(F)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田ジャンクションまで	吹田ジャンクションから西宮インターチェンジまで	兵庫県道高速神戸西宮線の西宮ICインターチェンジからハに定める各インターチェンジまで
2	—	吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまで	
3	近畿自動車道の摂津南インターチェンジから吹田インターチェンジまで		

ハ 対象インターチェンジ

兵庫県道高速神戸西宮線の生田川インターチェンジ、京橋インターチェンジ、柳原インターチェンジ及び湊川インターチェンジ、神戸市道高速道路2号線の神戸長田インターチェンジ並びに神戸市道生田川箕谷線の国道2号インターチェンジ、二宮インターチェンジ、神若インターチェンジ及び新神戸駅インターチェンジ

ニ 適用する期間

令和6年6月1日から令和14年3月31日まで本割引を適用する。

⑩ 中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）

イ 割引をする自動車

次表の（A）に掲げる道路、（B）に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道（区間料金制区間）の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道（区間料金制区間）の相互間（以下「（B）のインターチェンジ相互間」という。）、（C）に掲げる中国縦貫自動車道の区間、（D）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路及び（E）に掲げる第二神明道路の区間（ただし、次表の（A）若しくは（B）又は（A）及び（B）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、ハに定める各インターチェンジを入口又は出口として通行するETC車。

ただし、次表の1の（A）に掲げる道路を通行する場合は、中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジを流入又は流出する自動車に限るものとし、次表の5の（A）に掲げる第二京阪道路を通行する自動車のうち、当該道路の起点又は当該道路を除く高速道路の各インターチェンジから流入又は流出する場合は、ETC2.0車に限るものとする。

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)
1	中央自動車道西宮線の大山崎インターチェンジ若しくは茨木インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋神戸線の高槻インターチェンジから中央自動車道西宮線の吹田ジャンクシ	—	吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山口ジャンクションから伊川谷ジャンクションまで	第二神明道路の伊川谷ジャンクションからハに定める各インターチェンジまで

	ンまでの区間				
2		—	中国吹田インターチェンジから西宮山ロジャンクションまで	吹田ジャンクションから西宮山ロジャンクションまで	
3		—	摂津南インターチェンジから吹田インターチェンジまで		
4		—	東大阪北インターチェンジ又は門真インターチェンジから吹田インターチェンジまで		
5	第二京阪道路		門真ジャンクションから吹田インターチェンジまで		
6		—	八尾インターチェンジから吹田インターチェンジまで		
7	大阪府道高速大阪東大阪線のうち第二阪奈道路との接続部から東大阪ジャンクションまでの区間		東大阪ジャンクションから吹田インターチェンジまで		
8	西名阪自動車道		松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで		
9		—	松原インターチェンジ又は美原北インターチェンジから吹田インターチェンジまで		
10	南阪奈道路		美原ジャンクションから吹田インターチェンジまで		

ロ 割引額

割引額は、イに定める自動車が行き止まりの場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（短距離区間利用割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。以下「中国道迂回利用（神戸都心迂回）の料金の額」という。）が、次表のうちイの表と同一の項の（F）に掲げる道路、（G）に掲げる近畿自動車道若しくは阪和自動車道（区間料金制区間）の区間又は近畿自動車道と阪和自動車道（区間料金制区間）の相互間、（H）に掲げる中央自動車道西宮線の区間、（I）に掲げる阪神高速道路株式会社が管理する高速道路及び（J）に掲げる第二神明道路の区間（ただし、次表の（F）、（G）若しくは（H）又は（F）及び（G）、（F）及び（H）若しくは（G）及び（H）に道路の記載がない各項においては、これを除く。）を連続して通行し、イに定める自動車が行き止まりするインターチェンジを入口又は出口として通行する場合の料金の額（阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額（上限料金の引下げに係る割引の割引適用要件に該当する自動車の場合は、当該割引後の料金の額）を含む。以下「神戸都心通過の料金の額」という。）より高い場合において、次により算出した額（ただし、（イ）は正の数となる場合に限る。）とし、イの表の（C）に掲げる中国縦貫自動車道の区間（ただし、イの表中1において、（A）に掲げる道路を含む。また、イの表中7から10までにおいて、当該区間の料金の額を超える部分は（B）のインターチェンジ相互間とする。）の通行料金に適用する（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日までの間は、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の通行料金に適用する。）。

(イ) イの表中1から3までに該当する自動車

割引額は、次の算式により算出した額とする。

$$X1 - Y1$$

(注) この算式においてX1及びY1は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X1：中国道迂回利用（神戸都心迂回）の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）

Y1：神戸都心通過の料金の額（ただし、阪神高速道路株式会社が管理する高速道路の料金の額を除く。）

(ロ) イの表中4から10までに該当する自動車

割引額は、次の算式により算出した額（以下「中国道迂回利用（神戸都心迂回）の割引額」という。）とする。

$$X2 - Y2$$

(注) この算式においてX2及びY2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X2：中国道迂回利用（神戸都心迂回）の料金の額

Y2：神戸都心通過の料金の額

	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
1	中央自動車道西宮線の 大山崎インターチェン ジ若しくは茨木イン ターチェンジ又は近畿自 動車道名古屋神戸線の 高槻インターチェンジ から中央自動車道西宮 線の吹田ジャンクショ ンまでの区間	—	吹田ジャンクションか ら西宮インターチェン ジまで	兵庫県道高速神戸西宮 線の西宮ICインター チェンジから第二神明 道路との接続部まで	第二神明道路の起点か らハに定める各イン ターチェンジまで
2	—	—	吹田インターチェンジ から西宮インターチェ ンジまで	大阪府道高速大阪守口 線の守口ジャンクショ ンから兵庫県道高速北 神戸線の伊川谷ジャン クションまで	第二神明道路の伊川谷 ジャンクションからハ に定める各インター チェンジまで
3		近畿自動車道の摂津南 インターチェンジから 吹田インターチェンジ まで			
4		近畿自動車道の東大阪 北インターチェンジ又 は門真インターチェン ジから守口ジャンクシ ョンまで			
5	第二京阪道路	近畿自動車道の東大阪 ジャンクションから門 真ジャンクションまで			
6	—	近畿自動車道の八尾イ ンターチェンジから東 大阪ジャンクションま で	—	大阪府道高速大阪東大 阪線の東大阪ジャン クションから兵庫県道高 速北神戸線の伊川谷ジ ャンクションまで	
7	大阪府道高速大阪東大 阪線のうち第二阪奈道 路との接続部から東大 阪ジャンクションまで の区間	—			
8	西名阪自動車道	—		大阪府道高速大阪松原 線の松原ジャンクショ	

9	—	近畿自動車道の松原インターチェンジ又は阪和自動車道の美原北インターチェンジから近畿自動車道の松原ジャンクションまで		ンから兵庫県道高速北神戸線の伊川谷ジャンクションまで	
10	南阪奈道路	阪和自動車道の美原ジャンクションから近畿自動車道の松原ジャンクションまで			

ハ 対象インターチェンジ

第二神明道路の玉津インターチェンジ、大久保インターチェンジ及び明石西インターチェンジ

ニ 適用する期間

令和6年6月1日から本割引を適用する。

⑪ 沖縄自動車道特別割引

イ 割引をする自動車

沖縄自動車道を通行するETC車（駐留軍公用車両を除く）。

ロ 割引率等

割引率は35.5パーセントとし、沖縄自動車道の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

⑫ 延岡南道路地域内利用割引

イ 割引をする自動車

延岡南道路の起点（宮崎県延岡市石田町をいう。）と延岡南インターチェンジ相互間を通行する自動車（ただし、別添1-1のトからタに該当する自動車については、ETC車のみ適用する。

また、当該自動車が延岡南インターチェンジと東九州自動車道の門川南スマートインターチェンジ又は日向インターチェンジの間を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより通行する場合を除く。）。

ロ 割引額

割引額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とし、延岡南道路の通行料金に適用する。

普通車	大型車	特大車
242.719	388.350	873.787

（注）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-3の自動車の車種区分をいう。

ただし、令和9年3月31日までの間において、ETC車については、次表のとおりとする。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
226.752	226.752	226.752	255.534	325.890

ハ 適用する期間

令和2年3月30日から本割引を適用する。

⑬ 広島呉道路連続利用割引

イ 割引をする自動車

広島呉道路と広島高速道路公社が管理する道路（仁保インターチェンジにおいて流入又は流出する場合を除く。）を連続して通行するETC車。

ロ 割引額

割引額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とし、広島呉道路の仁保インターチェンジから坂インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
106.482	134.260	162.038	226.852	375.000

ハ 適用する期間

令和3年3月8日から本割引を適用する。

⑭ 障害者割引

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限り。

また、上記（イ）又は（ロ）の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、西日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

⑮ 乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、ETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

- ロ 割引率
割引率は30パーセントとする。

⑩ 乗合型自動車回数券割引

- イ 割引をする自動車
当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために安来道路、広島呉道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路又は佐世保道路を通行する別添1-1、別添1-3又は別添1-4に掲げる乗合型自動車。
- ロ 割引率
割引率は30パーセントとする。
- ハ 適用する期間
西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑪ 通学割引

- イ 割引をする車両
京奈道路において、別添1-2に掲げる自転車のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校に在学するものが、通学のために通行するもの。
- ロ 割引率
割引率は50パーセント以下とする。

⑫ 二輪車定率割引

- イ 割引をする自動車
ハに定める期間のうち休日（ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、西日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）の1日間に、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路を、ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車のうち、軽自動車等（ただし、別添1-1若しくは別添1-2に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）若しくはハ、又は別添1-4に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）若しくはロに限る。）及び普通車（ただし、別添1-3に掲げる自動車の種類がイ（ただし、二輪自動車に限る。）又はロに限る。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。
- ただし、本割引の適用は、各インターチェンジ相互間の1回の通行のキロ程が80キロメートルを超える場合に限るものとし、各インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3、別添5（ただし、京都縦貫自動車道は、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間において、宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間に限る。）及び別添8のキロ程により算出するものとする。インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合のキロ程は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程を適用する。
- なお、次表に掲げる場合（二以上の場合に該当するときを含む。）は、それぞれの通行に係るキロ程を合算して算出する。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に区間料金制区間並びに第二神明道路及び第二阪奈道路を除く一般有料道路を含む場合。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を、山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を、中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジと中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と広島呉道路を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東九州自動車道と延岡南道路を、東九州自動車道の佐伯インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率等

割引率は37.5パーセントとし、対距離制区間、区間料金制区間及び一般有料道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、区間料金制区間（（1）④ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）及び一般有料道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、対距離制区間と京滋バイパス、第二京阪道路、広島岩国道路、八代日奈久道路、江津道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、湯浅御坊道路、今治小松道路若しくは京都縦貫自動車道（ただし、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、宮津天橋立インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間又は千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）を連続して通行する場合、又は区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線又は堺泉北道路、湯浅御坊道路若しくは南阪奈道路を連続して通行する場合は、甲インターチェンジと乙インターチェンジのインターチェンジ相互間）により算出することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

令和7年4月5日から同年11月30日まで。

⑱ 深夜割引（マイレージ登録）

イ 割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、午後10時から翌午前5時までの間（以下「深夜割引時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する自動車（ただし、別添6のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

料金の額から、走行経路に基づく距離（以下「走行距離」という。）及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（率を算出するための距離は、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程、別添5に定める一般有料道路等のキロ程（ただし、京都縦貫自動車道は、西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、宮津天橋立インターチェンジから園部インターチェンジまでの区間及び篠インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間に限る。）、別添8に定める二輪車定率割引で用いるキロ程（ただし、京都縦貫自動車道は、園部インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間に限る。）及び西日本高速道路株式会社が別に定めるキロ程（以下「深夜割引キロ程」という。）を用いるものとする。以下⑳から㉔まで同じ。ただし、別添6のうちB（佐世保道路は西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までに限る。）、四国横断自動車道愛南大洲線、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島北インターチェンジと鹿児島インターチェンジ相互間及び京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までの間においては、八木西インターチェンジから篠インターチェンジまでの区間のみを通行する場合に限る。）並びに日出バイパス及び延岡南道路（当該道路以外の高速道路と連続して通行する場合を除く。）（以下「距離対象外区間」という。）は70パーセントとする。）を対距離制区間、区間

料金制区間（（１）④）ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添６に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添６に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額（それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行った額とする。以下「深夜割引後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、１０円を下限とする。）を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（深夜割引時間帯毎の走行距離は、西日本高速道路株式会社が深夜割引キロ程に記載するインターチェンジ等を通過した記録等を用いて深夜割引時間帯に走行したものと推計した距離とする。ただし、大型車及び特大車（別添１－１及び別添１－２に掲げる自動車の種類がル及びタ、別添１－３に掲げる自動車の種類がヌ及びカ並びに別添１－４に掲げる自動車の種類がヌ及びヨを除く。）（以下「大型貨物自動車等」という。）は走行１時間あたり９０キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等）」という。）、大型貨物自動車等以外の自動車は走行１時間あたり１０５キロメートルまでの距離（以下「上限距離（大型貨物等以外）」という。）とし、深夜割引時間帯の走行時間が４時間を超える場合は、大型貨物自動車等は上限距離（大型貨物等）３６０キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等）から４５キロメートルを、大型貨物自動車等以外の自動車は上限距離（大型貨物等以外）４２０キロメートルを下限として上限距離（大型貨物等以外）から５２．５キロメートルを深夜割引時間帯毎に減じるものとする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

⑳ 深夜割引（コーポレート契約）

イ 割引をする自動車

②イに掲げる自動車のうち、深夜割引時間帯に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行する自動車（ただし、別添６のうちDに掲げる高速道路においては、大型車及び特大車に限る）。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次式により算出した率（ただし、距離対象外区間は７０パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（１）④）ただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添６に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添６に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、１０円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から１０円を差し引いた額を上限とする。）

$$100 - (L1 \div L2 \times W) \quad (\text{単位：パーセント})$$

(注) 上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。

②① 深夜割引（マイレージ登録）経過措置

イ 割引をする自動車

①⑨イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ）午後10時から1時間を経過するまでの間（以下「経過措置時間帯」という。）に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車（ただし、距離対象外区間において通行料金の請求を受ける料金所のみを通行する場合は、当該自動車。以下②において同じ。）。

（ロ）走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

料金の額から、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（1）④ハただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額（それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。以下「経過措置後の料金の額」という。）を差し引いた額（ただし、10円を下限とする。）を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

（イ）イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

（注）上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（複数の深夜割引時間帯を跨ぎ走行した場合には、最終の経過措置時間帯の走行距離とする。以下同じ。）（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'：20

（ロ）イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

（ハ）イ（イ）かつイ（ロ）の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

（注）上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

② 深夜割引（コーポレート契約）経過措置

イ 割引をする自動車

⑩イに掲げる自動車のうち、次の（イ）又は（ロ）のいずれかの要件に該当する自動車。

（イ）経過措置時間帯に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を流出する自動車。

（ロ）走行距離が1,000キロメートルを超える自動車。

ロ 割引率等

本割引適用後の料金の額は、走行距離及び深夜割引時間帯の走行距離等に応じて、次により算出した率（ただし、距離対象外区間は80パーセントとする。）を対距離制区間、区間料金制区間（（1）④ハただし書きにより、同ハの表に掲げる額と同額とする場合にあっては、同ただし書きに規定する各インターチェンジ相互間）又は別添6に掲げる高速道路の別（ただし、甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間と近畿自動車道松原那智勝浦線の岸和田和泉インターチェンジから有田インターチェンジまでの区間若しくは御坊インターチェンジから南紀田辺インターチェンジまでの区間若しくは関西国際空港線を連続して通行する場合は、高速国道又は別添6に掲げる高速道路の別）に乗じて算出した額とし、それぞれの算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。（ただし、料金の額から10円を差し引いた額を上限とする。）

（イ）イ（イ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W') \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

（注）上記式においてL1、L'1、L2、W、W'は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'：20

（ロ）イ（ロ）のみの要件に該当する自動車

$$100 - (L1 + L2 - 1,000) \times W \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が100-Wを下回る場合は100-Wとする。

（注）上記式においてL1、L2、Wは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

（ハ）イ（イ）かつイ（ロ）の要件に該当する自動車

$$100 - ((L1 - L'1) \times W + L'1 \times W'1 + (L2 - 1,000) \times W'2) \div L2 \text{ (単位：パーセント)}$$

ただし、上記式により算出した率が、100-W'2を下回る場合は100-W'2とする。

（注）上記式においてL1、L'1、L2、W、W'1、W'2は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L1：深夜割引時間帯毎の走行距離の合計（単位：キロメートル）

L'1：経過措置時間帯の走行距離（単位：キロメートル）

L2：走行距離（単位：キロメートル）

W：30

W'1：20

W'2：L1とL'1が同一である場合は20、L1がL'1より大きい場合は30

ハ 適用する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める期間とする。

③ 割引相互間の適用関係

イ 割引相互間の重複適用関係

①から⑮（ただし、④及び⑤を除く）及び⑱に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 重複適用無しと定めた割引の適用方法

別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、

各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ ⑱及び㉑の割引相互間における重複適用関係

⑱と㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑱は適用しないものとする。

ニ ⑳及び㉒の割引相互間における重複適用関係

⑳と㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑳は適用しないものとする。

ホ ④と①、③、⑥、⑪から⑭まで、⑱、⑲又は㉑の割引相互間における重複適用関係

(イ) ④と①又は⑪は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪については、⑪の割引適用後に、④の割引を適用する。

(ロ) ④と③、⑥、⑫から⑭まで、⑱、⑲又は㉑の割引適用要件に該当する自動車の場合、④は適用しないものとする。

ヘ ⑤と②、③、⑥、⑪から⑬まで、⑲、⑳又は㉒の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑤と⑪は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑪の割引適用後に、⑤の割引を適用する。

(ロ) ⑤と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。

$$A - (A - B) \times 2$$

(注) 上記式において、A、Bは、それぞれ次の値を表すものとする。

A：⑤の割引前の料金の額

B：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑤ロの（イ）から（ハ）で算出した料金の額

(ハ) ⑤と⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引適用後に、⑬の割引を適用する。

(ニ) ⑤と③、⑥、⑫、⑬、⑳又は㉒の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。

ト ⑲又は㉑と①、⑥から⑭まで又は⑱の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑲又は㉑と①又は⑦から⑪までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦から⑪までについては、⑦から⑪までの割引適用後に、⑲又は㉑の割引を適用する。

(ロ) ⑲又は㉑と⑥、⑫から⑭まで又は⑱の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑲又は㉑は適用しないものとする。ただし、深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額が、⑥の割引を適用した額より低い場合には、⑥の割引を適用した額から深夜割引後の料金の額又は経過措置後の料金の額を差し引いた額を西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。

チ ⑳又は㉒と②、⑥から⑬まで又は⑲の割引相互間における重複適用関係

(イ) ⑳又は㉒と⑦から⑪までは、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑦から⑪までの割引適用後に、⑳又は㉒の割引を適用する。

(ロ) ⑳又は㉒と②又は⑬は、重複して各々の割引を当該自動車に適用し、⑳又は㉒の割引適用後に、②又は⑬の割引を適用する。

(ハ) ⑳又は㉒と⑫又は⑬の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑳又は㉒の割引は適用しないものとする。

(ニ) ⑳又は㉒と⑥の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

㉔ 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、かつ公正妥当なものである場合には、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

- ハ 実施する期間
実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。
- ニ 適用区間
個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。
- ホ 事前の届出
個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

- イ 割引をする自動車
高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。
- ロ 割引率等
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。
- ハ 実施する期間
実施する期間を限定する。
- ニ 適用区間
個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。
- ホ 事前の届出
個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

- ① ETC車以外の自動車が、スマートインターチェンジを除き、ETC車のみが通行可能と標識その他の方法によって表示されているインターチェンジの入口又は出口を通行する場合に適用する料金の額及び割引制度は、(1)に定める方法により算出したETC車以外の自動車に適用する料金の額及び(2)に定める割引制度のうちETC車以外の自動車に適用する割引制度とする。
- ② ①の料金の額等を適用するインターチェンジ及び期間は、事前に届け出るものとする。

(5) 西日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

対距離制区間と他の会社が管理する高速自動車国道の対距離制区間を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イAに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(6) その他

インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和5年3月22日までとする。

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヰ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）
軽車両等	レ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車
	ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	ツ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
チ けん引自動車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両	
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車 （普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両）	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヾ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ又はルに該当するものを除く。）

自動車の種類

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（チ及びルに該当するものを除く。）
	カ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	ヨ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
中央自動車道 西宮線	大津インターチェンジから 西宮インターチェンジまで
近畿自動車道 名古屋神戸線	宇治田原インターチェンジから 川西インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	中国吹田インターチェンジから 西宮北インターチェンジまで

別添 4

中央自動車道西宮線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
八日市から竜王まで	—	—	485.437	—	—
竜王から栗東まで	339.806	—	—	—	—
栗東から瀬田東・瀬田西まで	291.263	339.806	339.806	—	—
瀬田東・瀬田西から大津まで	242.719	—	291.263	388.350	—
瀬田東・瀬田西から京都東まで	—	—	436.894	—	—
大津から京都東まで	—	—	242.719	291.263	—
大津から京都南まで	—	—	571.429	—	—
京都東から京都南まで	—	—	485.437	—	—
茨木から吹田まで	—	—	242.719	—	388.350
吹田から豊中まで	339.806	—	436.894	—	—
豊中から尼崎まで	242.719	—	291.263	339.806	—
尼崎から西宮まで	291.263	—	339.806	—	—

中央自動車道西宮線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
茨木から中国豊中・中国池田まで	—	485.437	—	—	—

近畿自動車道松原那智勝浦線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
貝塚から泉南・阪南まで	388.350	—	—	—	—
和歌山から海南東・海南まで	388.350	—	—	—	—

近畿自動車道敦賀線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から丹南篠山口まで	485.437	—	—	—	—
福知山から綾部まで	—	388.350	436.894	—	—
綾部から舞鶴西まで	—	436.894	—	—	—

近畿自動車道敦賀線と中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸三田まで	—	—	339.806	—	—
三田西から吉川まで	—	—	339.806	436.894	—

近畿自動車道敦賀線と山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
三田西から神戸北まで	436.894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中国吹田から中国豊中・中国池田まで	339.806	—	—	—	—
中国豊中・中国池田から宝塚まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
宝塚から西宮北まで	—	—	571.429	—	—
西宮北から神戸三田まで	242.719	291.263	291.263	—	—
西宮北からひょうご東条まで	485.437	—	—	—	—
吉川からひょうご東条まで	—	—	242.719	—	—
吉川から滝野社まで	436.894	—	—	—	—

美作から津山まで	339.806	—	—	—	—
津山から院庄まで	—	388.350	436.894	—	—
山口から小郡まで	—	—	485.437	—	—
小郡から美祢まで	485.437	—	—	—	—
小月から下関まで	436.894	—	—	—	—

中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
千代田から大朝まで	—	485.437	—	—	—

山陽自動車道吹田山口線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
神戸北から三木東まで	436.894	—	—	—	—
山陽姫路西から龍野まで	—	291.263	—	—	—
山陽姫路西から備前まで	—	—	1,190.477	—	—
龍野西から赤穂まで	—	485.437	485.437	—	—
赤穂から備前まで	—	388.350	436.894	—	—
備前から和気まで	—	—	436.894	—	—
岡山から倉敷まで	436.894	—	—	—	—
岡山総社から早島まで	—	436.894	—	—	—
早島から倉敷まで	—	—	291.263	339.806	—
玉島から笠岡まで	485.437	—	—	—	—
鴨方から笠岡まで	291.263	—	339.806	—	—
福山西から尾道まで	242.719	—	—	—	—
本郷から河内まで	291.263	—	—	—	—
西条から志和まで	339.806	—	—	—	—
志和から広島東まで	—	388.350	436.894	—	—
広島東から広島まで	242.719	—	291.263	388.350	—
広島から五日市まで	—	388.350	436.894	—	—
五日市から廿日市ジャンクションまで	—	485.437	—	—	—
大竹ジャンクションから岩国まで	291.263	339.806	339.806	—	—
徳山東から徳山西まで	485.437	—	—	—	—
徳山西から防府東・防府西まで	—	—	485.437	—	—
防府東・防府西から山口南まで	—	—	436.894	—	—

中国横断自動車道岡山米子線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久世から湯原まで	—	436.894	—	—	—
湯原から蒜山まで	485.437	—	—	—	—
江府から溝口まで	291.263	—	—	—	—

四国縦貫自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
藍住から土成まで	388.350	—	—	—	—
三島川之江から土居まで	291.263	339.806	436.894	571.429	—
土居から新居浜まで	388.350	—	—	—	—
いよ西条からいよ小松まで	436.894	—	—	—	—
川内から松山まで	—	—	485.437	—	—

四国横断自動車道阿南四万十線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
普通寺からさぬき豊中まで	—	485.437	—	—	—
さぬき豊中から大野原まで	291.263	339.806	—	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
門司から小倉東まで	388.350	—	—	—	—
新門司から小倉南まで	436.894	—	—	—	—
小倉東から小倉南まで	242.719	291.263	291.263	—	—
小倉東から八幡まで	485.437	—	—	—	—
小倉南から八幡まで	339.806	—	—	—	—
若宮から古賀まで	—	436.894	485.437	—	—
古賀から福岡まで	339.806	388.350	436.894	—	—
鳥栖から久留米まで	339.806	388.350	436.894	—	—
久留米から八女まで	388.350	—	—	—	—
菊水から植木まで	339.806	—	436.894	—	—
熊本から御船まで	—	—	485.437	—	—
御船から松橋まで	—	—	485.437	—	—
栗野から横川まで	242.719	242.719	242.719	291.263	485.437
横川から溝辺鹿児島空港まで	—	—	485.437	—	—
溝辺鹿児島空港から加治木まで	—	—	339.806	—	—
加治木から始良まで	291.263	339.806	339.806	485.437	—
始良から薩摩吉田まで	291.263	339.806	339.806	—	—
始良から鹿児島北まで	—	—	619.048	—	—
始良から鹿児島まで	—	—	619.048	—	—
薩摩吉田から鹿児島北まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
薩摩吉田から鹿児島まで	242.719	291.263	291.263	436.894	619.048
鹿児島北から鹿児島まで	—	—	242.719	291.263	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
栗野からえびのまで	436.894	485.437	485.437	761.905	—
栗野から小林まで	—	—	952.381	1,285.715	—
栗野から高原まで	—	—	1,190.477	1,714.286	—
栗野から都城まで	—	—	1,714.286	2,476.191	4,142.858
栗野から田野まで	—	—	2,380.953	3,428.572	—
栗野から宮崎まで	—	—	2,761.905	—	—
横川からえびのまで	—	—	714.286	—	—
横川から小林まで	—	—	1,142.858	—	—
横川から高原まで	—	—	1,380.953	1,952.381	—
横川から都城まで	—	—	1,904.762	2,714.286	4,619.048
横川から田野まで	—	—	2,571.429	—	—
横川から宮崎まで	—	—	2,952.381	—	—
溝辺鹿児島空港から小林まで	—	—	1,571.429	—	—
溝辺鹿児島空港から高原まで	—	—	1,809.524	—	—
溝辺鹿児島空港から都城まで	—	—	2,333.334	3,333.334	—
溝辺鹿児島空港から田野まで	—	—	3,047.620	—	—
溝辺鹿児島空港から宮崎まで	—	—	3,333.334	—	—
加治木から小林まで	—	—	1,809.524	—	—
加治木から高原まで	—	—	2,095.239	—	—
加治木から都城まで	—	—	2,571.429	—	—
加治木から田野まで	—	—	3,238.096	—	—

加治木から宮崎まで	—	—	3,523.810	—	—
始良から高原まで	—	—	2,333.334	—	—
始良から都城まで	—	—	2,904.762	—	—
始良から田野まで	—	—	3,428.572	—	—
始良から宮崎まで	—	—	3,714.286	—	—
薩摩吉田から都城まで	—	—	3,095.239	—	—
薩摩吉田から宮崎まで	—	—	3,904.762	—	—
鹿児島北から都城まで	—	—	3,333.334	—	—
鹿児島北から田野まで	—	—	3,857.143	—	—
鹿児島北から宮崎まで	—	—	4,142.858	—	—
鹿児島から都城まで	—	—	3,333.334	—	—
鹿児島から田野まで	—	—	3,857.143	—	—
鹿児島から宮崎まで	—	—	4,142.858	—	—

九州縦貫自動車道鹿児島線と九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
久留米から筑後小郡まで	—	485.437	—	—	—

九州縦貫自動車道宮崎線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
えびのから小林まで	485.437	—	619.048	—	—
えびのから高原まで	—	—	952.381	—	—
えびのから都城まで	—	—	1,428.572	2,000.000	3,428.572
えびのから田野まで	—	—	2,095.239	2,952.381	—
えびのから宮崎まで	—	—	2,523.810	—	—
小林から高原まで	291.263	339.806	339.806	—	—
小林から都城まで	—	—	1,000.000	1,333.334	2,190.477
小林から田野まで	—	—	1,619.048	—	—
小林から宮崎まで	—	—	2,000.000	—	—
高原から都城まで	—	—	714.286	952.381	—
田野から宮崎まで	—	436.894	485.437	—	—

九州横断自動車道長崎大分線のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額(単位:円)(B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
長崎多良見から諫早まで	—	242.719	242.719	291.263	—
諫早から大村まで	339.806	—	436.894	—	—
東そのぎから武雄南まで	—	485.437	—	—	—
嬉野から武雄南まで	—	—	—	—	436.894
嬉野から武雄北方まで	436.894	—	—	—	—
武雄北方から多久まで	339.806	—	—	—	—
東脊振から鳥栖まで	—	—	485.437	—	—
鳥栖から筑後小郡まで	242.719	—	291.263	339.806	—
鳥栖から甘木まで	—	—	485.437	—	—
筑後小郡から甘木まで	242.719	—	291.263	339.806	—
甘木から朝倉まで	—	—	339.806	—	—
朝倉から杷木まで	—	339.806	—	—	—
九重から湯布院まで	—	436.894	—	—	—
別府から速見まで	—	388.350	436.894	—	—

関門自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
下関から門司港まで	291.263	339.806	339.806	571.429	—

沖縄自動車道のインターチェンジ相互間

インターチェンジ相互間 (A)	額 (単位:円) (B)				
	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
許田から宜野座まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
許田から金武まで	—	485.437	485.437	666.667	—
許田から石川まで	—	—	714.286	1,000.000	—
宜野座から金武まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
宜野座から石川まで	—	485.437	485.437	666.667	—
金武から石川まで	242.719	242.719	242.719	339.806	—
金武から沖縄北まで	436.894	—	571.429	—	—
金武から沖縄南まで	—	—	714.286	—	—
屋嘉から石川まで	—	—	194.175	—	—
屋嘉から沖縄北まで	339.806	—	436.894	—	—
石川から沖縄北まで	291.263	339.806	339.806	—	—
石川から沖縄南まで	—	—	485.437	—	—
沖縄北から北中城まで	339.806	—	—	—	—
沖縄南から北中城まで	242.719	—	291.263	339.806	—
沖縄南から西原まで	—	—	485.437	—	—
沖縄南から那覇まで	485.437	—	—	—	—
北中城から西原まで	242.719	—	291.263	388.350	—
北中城から那覇まで	—	—	485.437	—	—
西原から那覇まで	—	—	291.263	339.806	—

別添6

A	広島岩国道路
	八代日奈久道路
	江津道路
	椎田道路
	宇佐別府道路
	日出バイパス
	延岡南道路
	隼人道路
	湯浅御坊道路
	今治小松道路
	京都縦貫自動車道のうち宮津天橋立インターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間（令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）
	京都縦貫自動車道のうち丹波インターチェンジから千代川インターチェンジまでの区間（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）
	京都縦貫自動車道のうち千代川インターチェンジから大山崎インターチェンジまでの区間（西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日までとする。）
京都縦貫自動車道（西日本高速道路株式会社が別に定める日以降とする。）	
B	鹿児島道路
	安来道路
	京奈道路
	広島呉道路
	長崎バイパス
	関西国際空港連絡橋
	武雄佐世保道路
	佐世保道路
C	京滋バイパス
	油小路線
	第二京阪道路
	大和北道路
	堺泉北道路
	南阪奈道路
D	第二神明道路

別添 7 割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ														
大口	×	大口													
深夜	○	○	深夜												
休日	○	○	×	休日											
近迂	○	○	○	×	近迂										
近大迂	○	○	○	×	×	近大迂									
中神入	○	○	○	×	×	×	中神入								
中神迂	○	○	○	×	×	×	×	中神迂							
沖特	○	○	○	×	×	×	×	×	沖特						
延地	×	×	×	×	×	×	×	×	×	延地					
広連	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	広連				
障割	○	×	×	×	○	○	○	○	○	×	×	障割			
路バス	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	路バス		
二輪	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	二輪	

(注) 「マイレージ」、「大口」、「深夜」、「休日」、「近迂」、「近大迂」、「中神入」、「中神迂」、「沖特」、「延地」、「広連」、「障割」、「路バス」及び「二輪」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、深夜割引、休日割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）、沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引及び二輪車定率割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	沖縄自動車道特別割引、延岡南道路地域内利用割引、広島呉道路連続利用割引、近畿自動車道等迂回利用割引、近畿自動車道迂回利用割引（大阪都心迂回）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心流入）、中国自動車道迂回利用割引（神戸都心迂回）
2	深夜割引、休日割引
3	障害者割引
4	二輪車定率割引
5	乗合型自動車（定期路線）割引
6	マイレージ割引、大口・多頻度割引

近畿自動車道松原那智勝浦線（長原・岸和田和泉間）

							堺	岸和田 和泉
								10.1
					美原南	ジヤクシヨ	—	—
				美原	—	6.3	7.1	17.2
		美原北	ジヤクシヨ	—	—	8.0	8.8	18.9
	松原	—	—	—	—	—	—	—
長原	松原 ジヤクシヨ	0.9	4.1	4.6	—	12.6	13.4	23.5
		0.9	1.8	5.0	5.5	—	13.5	14.3
								24.4

油小路線

					伏見	終点
					—	—
			城南宮北		1.4	3.4
		上鳥羽	—	—	—	—
	鴨川西	—	0.5	—	3.2	5.2
起点	—	—	2.1	—	4.8	6.8
			2.7	—	5.4	7.4

鹿児島道路

		伊集院
	美山	11.1
市来	—	11.1

安来道路

			東出雲
		鹿児島西	9.8
	松元	—	5.4
伊集院	—	4.8	10.2

		安来	東出雲
		スマート	9.8
	安来	—	2.7
米子西	—	6.6	9.3
			12.5
			19.1

京奈道路

					精華学研	山田川
					1.6	—
		田辺西			5.0	5.0
		田辺北			3.9	8.9
城陽	—	4.8	—	—	8.7	13.7
		1.3	4.8	8.7	13.7	13.7

	木津
山田川	2.9

堺泉北道路

				終点
			取石	—
		菱木	—	—
平井	太平寺	1.0	3.3	4.2
	—	1.5	3.8	4.7

広島呉道路

		坂
仁保	—	3.6

		呉
	天応	6.2
坂	—	6.0
		12.2

長崎バイパス

			終点
		川平	3.3
	古賀市布	—	11.2
起点	—	—	11.2
		—	11.2

南阪奈道路

						葛城	終点
					太子		—
				羽曳野東		5.5	7.5
			羽曳野		—	—	—
		美原東		2.6	4.8	10.3	12.3
	美原		—	—	—	—	—
美原		1.5	3.6	6.2	8.4	13.9	15.9
ジャンクション	—	2.5	4.6	7.2	9.4	14.9	16.9

京都縦貫自動車道

令和5年4月1日から西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

					千代川
				八木東	3.1
			八木中		—
		八木西		5.8	—
	園部		—	9.8	—
丹波		—	—	—	9.8
	5.4	—	15.2	—	15.2

									大山崎
								大原野	1.3
								—	—
						沓掛		7.1	8.4
						—	—	—	—
			篠			5.0	—	13.5	14.8
			大井			10.6	15.6	—	24.1
			—			—	—	—	25.4
			2.5			5.1	10.6	15.6	—
千代川			—			—	—	—	24.1
			—			—	—	—	25.4

関西国際空港連絡橋

	関西
りんくう	国際空港
	9.2

武雄佐世保道路

	波佐見
武雄南	有田
	10.1

		佐世保
		大塔
波佐見	三川内	7.3
有田	—	11.9

佐世保道路

西日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

		佐世保
		大塔
佐世保	みなの	7.8
中央	—	7.8

西日本高速道路株式会社が別に定める日以降

			佐世保
			大塔
		佐世保	4.9
		みなの	—
		—	7.8
佐々		5.0	—
	相浦中里	—	12.8
	4.1	9.1	—
		—	16.9